08

# 智場

<特集:21世紀の法制度>第6回/鼎談

## 情報社会における人格権

プライバシー権の変遷と個人情報の保護

#### 【目次】

- く・も・ん・通・信---01
- <特集>情報社会における人格権●船越一幸、青柳武彦、林紘一郎──02
  - <GLOCOM Reviewダイジェスト>
- 『情報政策とポスト開発主義:理論的考察』山内康英・前田充浩・澁川修一著●上村圭介──17
  - <トピック>ドットフォースの活動にNPOとして参加して●会津 泉——18
    - <エッセイ>教育と体罰●青柳武彦──28
    - <GLOCOMコロキウムレポート>タンジブル・ビット●山田肇──36
  - <IECP読書会レポート>『エコマネーの新世紀』加藤敏春著●小林寛三――37
  - <IECP研究会レポート>移動通信システムの現在、過去、未来●上村圭介——38
    - インフォメーション---39



### く・も・ん・通・信

先日、ポール・クルーグマン、佐藤隆三両氏の講演を拝聴する機会がありました。

クルーグマンさんは、成田から東京に来る途中で、どこにも暴徒の影がなく、街がしごく落ち着いていたのに驚いたという告白(?)で話を始めました。日本経済のパフォーマンスがこんなに悪い(1930年代のアメリカや昨今のドイツよりももっと悪い)のだから、きっと生活苦にあえぐ人々がいたるところに不穏な空気を醸し出しているに違いないと思っていたのでしょう。

それはともかく、クルーグマンさんによれば、日本経済が直面している病気 少なくともこの10年にわたって、現実の産出高が能力を大きく下回っているという病気 は、IT革命などに関係した新しい種類の病気なんかではありません。病気の症状も、その治療の仕方も、過去の経験に基づいてとっくに分かっている古くからある病気にすぎません。そんな病気は、拡張的貨幣政策(軽度のインフレ誘導政策)をとればいっぺんに治癒するはずなのです。現にアメリカの連邦準備制度は、昨年後半以来、アメリカ経済に需要不足の傾向がでてくると、すばやく通貨の供給拡大に踏み切りました。

これに対し、公共投資を削減する一方、不良債権処理を優先しようとする小泉内閣の治療方針には、大いに問題があります。なるほど、公共投資がさまざまな腐敗と結びついていることは確かですが、公共投資を削減すればいっそう大きな需要削減効果が働くことには疑問の余地はありません。不良債権の処理は、道徳的・政治的には正しい政策かもしれませんし、需要を減らすとまでは言い切れませんが、需要を増やすという保証もありません。むしろ必要なのは、たとえば年率5%のインフレを起こすことで、利子率をマイナスにして、借り入れと投資・消費を刺激してやることです。しかし、そうした貨幣政策の採用の是非は激しい論争のたねになりやすく、実行は容易ではありません。ということは、日本の不況を短・中期的に回復させることは困難だということを意味します。しかしいずれは、このようなマクロ経済的困難は克服されるでしょう。そうなった時が、ITによる日本の発展の

しかしいずれは、このようなマクロ経済的困難は克服されるでしょう。そうなった時が、ITによる日本の発展の出番になりそうです。日本にはITに代表される技術のポテンシャルが大きいからです。

佐藤隆三さんの小泉政権の経済政策批判も、ほぼ同様な観点からのものでした。小泉内閣は、構造改革と景気回復の優先順位を間違えているというのです。つまり、真にあり得ないのは、小泉流の「構造改革なしの景気回復」ではなくて、その逆の「景気回復なしの構造改革」なのです。もっと悪いことに、小泉内閣は、構造改革を「ゼロサム・ゲーム」でやろうとしています。たとえば農村部の、道路建設などの )犠牲の上に、都市の再構築をしようとしています。それは確実に農村部の反対を引き起こし、改革の失敗をもたらします。構造改革のようなものは、ゆっくりと時間をかけて行うべきであり、景気回復からさらに経済が全体としての成長路線に戻ったところで、「ポジティブサム・ゲーム」の形での改革、つまり痛みを伴わない改革を、徐々に進めていくしかないでしょう。佐藤さんによれば、日本で広く普及している「失われた10年」という見方には、決定的な誤りがあります。なぜなら、この10年の政府の経済政策は需要の下支えを行い続けるというもので、その意味では立派に責務を果たしてきたのです。だからこそ、この不況下でも、国民は落ち着いていることができ、暴動の影も見られないのです。

話をうかがっていて、お二人の見方には、少なくとも経済学的に見る限り、一理も二理もあると思わざるを得ませんでした。しかし同時に、どうも現在の日本の問題は、経済問題にとどまるものではないという感想も覚えざるを得ませんでした。つまり、目下の日本の行き詰まりは、社会心理学的側面、あるいは道徳的な側面にかかわる要因がより強いのではないでしょうか。たとえば、地方の伝統的な自民党支持者の中核部分まで含めて、多くの国民は、これまでの政治や経済のあり方、官僚への依存体制や政治の腐敗と無力、自分たち自身のふがいなさなどに飽き飽きし、社会的不公正への怒りや嫉妬と同時に、ある種の自己嫌悪にも陥っているのではないでしょうか。そのなかで、いま人々が求めているのは、不況からの速やかな回復よりは、誰かの"犠牲"であり、自分たちの"禊ぎ"なのかもしれません。

他方、当面の国民生活自体は、まだそれほど行き詰まっているわけではないようです。何しろ政府が借金をして所得の底上げをしてくれているし、経済の開放化や競争の導入によって、一部の生活物資の価格は大幅に下がっています。ユニクロで衣料品を買い、マクドナルドや吉野屋で昼食をすませ、夜は輸入物の食材を多く使った料理を作って食べ、発泡酒やチューハイをもっぱら飲んでいれば、ずいぶん安上がりの生活ができます。コスコやカルフールでまとめ買いという手もあります。そうしながら、何か積年の垢を一掃してくれるような事態が到来することを、カタルシスをもたらしてくれるような大芝居の幕が開くことを、ともかくは待ち続けている。そこにいよいよライオン・ハート首相や真紀子外相が舞台に登場してきた。さあ始まり、始まり...

どうもそんな気がしてなりません。

公文俊平

# 情報社会における人格権

### プライバシー権の変遷と個人情報の保護

船越一幸(北海学園北見大学教授) 青柳武彦(GLOCOM主幹研究員) 林紘一郎(慶應義塾大学教授·GLOCOM特別研究員)

林 このシリーズの対談も6回目となりますが、これまでは、情報時代になると法制度はどう変わるのかということをかなり幅広く一般論としてやってきました。先頃、たまたま船越先生の『情報とプライバシーの権利』という本に出会い、ここで展開されている議論に大変触発されたので、今回はむしろ、このテーマに焦点を絞ってご議論を願いたいと思います。私もプライバシーについて論じている本はいくつか知っていますが、船越先生の本は、他の学問との接点、つまり環境心理学という観点から論じていらっしゃるので、非常にユニークなのではないかと思っております。

まず最初に、ご著書について触れていただければと思います。とくに、人格権としてのプライバシーの権利についてですね。私も、従来の基本的人権プラスアルファという意味で、情報時代の人格権が必要ではないかという漠然としたイメージを持っていたわけですが、それをプライバシーに焦点を絞って、「こういうものがあるはずであり、認められるべきだ」とか、「それはこれから出てくる人格権のある一部であって、さらにいろいろとあるのではないか」というようなところが面白いと思っています。そのあたりをお話しいただければと思います。

#### プライバシー権の原点

船越 一般に、名誉権・プライバシー権・肖像権・氏名権などを総称して人格権といい、基本的人権を形成しています。その人格権の中でもプライバシーの権利は、他の基本的人権とかなり質的に違う性質を持っていると言えます。たとえば、労働基本権・参政権などは個人が自分だけの世界から飛び出して、他の人々とどう関わるかについての権利と言えますが、プライバシー権は、逆に、自分が

自分であり続けるために他人に関わって欲しくない領域をガードする権利です。つまり基本的人権と言っても、社会的に積極的に関わるための権利と、関わらないための権利に大別できるわけです。

そして人格権は時代の変遷とともに、その法的 表出の仕方が変わっています。古代ローマにおい ても、人の沽券にかかわる言動に対しては法的に 侮辱や名誉殴損で争われました。ところがプライバ シーに関しては法的に表面に出てきません。そし て、その後も長い間、プライバシーは法的問題とし て浮かび上がってこないのです。それはなぜなの かと考えたのが、この本を書いた動機です。私 は、社会とか集団という言葉があまりにも漠然とし て捉えにくいので、もっと動態的で捉えやすい言 葉として、「群れる」という表現を使います。友達と 群れる、職場で同僚と群れる、というようにです。

林 それは、若い学生と普段つきあっているから、そういう発想になるのではないですか。

船越 人間は群れて暮らしていると捉えた方が 理解しやすいんですね。若い頃、動物行動学・動 物社会学に出会って大きく触発されました。基本的 に動物も人間も群れていることに変わりありません。 動物も社会をつくっているし、コミュニケーションを 行っています。親子とか仲間あるいは世代間の情 報の伝わり方を見ても、本質的に人間と変わりませ ん。だから、人間の営みを捉える際、集団規範と か社会的行動と言うより、群れると言った方が捉え やすいと思うからです。

たとえば、ニホンザルでも、生活環境の違いに よってその群れの食文化が異なることですね。「食 べたい」という食欲は本能でも、何をどのように食

#### [プロフィール]

#### ●船越一幸(ふなこし・かずゆき)

1932年生まれ。北海道大学法学部。北海道放送(HBC)、東京放送(TBS)で現場を中心に歩き、現在、北海学園北見大学教授。著書に、『情報とプライバシーの権利・サイバースペース時代の人格権』北樹出版(2001)、共著に「地域情報化の現代的位相」船津衛編著『地域情報と社会心理』収録 北樹出版(1999)、「テレビ・ラジオと子ども」北海道教育大学編『子どもの風景』所収 北海道大学図書刊行会(1994)、「テレビコミュニケーション論」札幌学院大学人文学部編『北海道・マスコミと人間』所収 札幌学院大学(1987)など。社会情報学および法学の視点からプライバシー権、肖像権、マスコミュニケーション論、広告宣伝論等を研究領域としている。

#### ●青柳武彦(あおやぎ・たけひこ)

1958年東京大学経済学部卒業、同年伊藤忠商事(株)入社。1985年日本テレマティーク(株)社長に就任、その後会長を歴任。現在、GLOCOM主幹研究員、教授。

#### ●林紘一郎(はやし・こういちろう)

1963年東京大学法学部卒業、同年旧電電公社(現NTT)に入社。民営化後、NTTアメリカ社長などを経て、96年退社。現在、慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授、GLOCOM特別研究員。

べるかは、その群れによって違うわけです。なぜ なら、食文化は文字通り代々群れが受け継ぐ文化 (社会情報)であって、DNAによって担われる遺伝 情報ではないからです。そして、人間はもちろん 多くの動物も、DNAに依る遺伝情報だけで生きて いるのではなく、生後、習得した群れの文化に多 くを依存していることがわかってきていますね。 本能と文化との関係でコンラート・ローレンツが提 起した問題は、仲間殺しに対する抑制は本能に依 るのかそれとも文化に依るのか、あるいは双方の抑 制力が働くのかということでした。そして、動物はキ バなど攻撃の武器を発達させると同時に仲間殺し を抑制する本能を強化させると説いたのは強烈で した<sup>1</sup>。たとえば、メスをめぐるオス同士の争いは、 人間の目には獰猛に見えても動物は仲間の命まで 奪うことはないのが普通です。オオカミの観察によ ると猛烈な仲間同士の争いをしても、負けた方が その印に首を差し出すと、勝った方はあと一撃で 相手を倒せるというのにその動作はガタンと止まっ てしまい、最後の止めをささないと書いています2。 ローレンツはその攻撃抑制衝動は本能的だと言い ます。もし、仲間同十の争いで攻撃衝動が抑制で きなければ、その種は絶滅してしまうでしょう。

しかし、動物に仲間殺しがないというわけではありません。ハヌマンラングールやチンパンジーの子殺しが観察されたとき<sup>3</sup>、大変な衝撃を受けたのを

鮮明に思い出します。その後、ドーキンスが「利己的遺伝子説<sup>4</sup>」を発表し、ローレンツが投げかけた問いは収束したかに見えました。しかし、他の動物に比べて人間の方が圧倒的に仲間殺しが多いわけですし、本能と文化との境界線や関連が見定められたわけではありません。

たしかに人間は、人間同士の殺しあいに対して本能的な嫌悪感を持っているとしても、仲間殺しの抑制は、主に、生後学習した文化、とくに行為規範に依っていると考えられます。「殺すなかれ」「盗むなかれ」などの行為規範は、本能の領域から文化の領域に移っていることを、現実の数々の犯罪が教えてくれます。

林 青柳さんにご参加いただいたのは、青柳さんは脳の機能などに関心をお持ちで、船越先生が言及された先天的つまりDNAのことに関して、先天的あるいは神経組織の反応の部分が多くて、第二の類型はそう多くはないとおっしゃっているように見受けられたからなのですが、いかがでしょうか。

青柳 私は第二の類型、つまり、人間が後天的に作る文化の占める部分がそう多くはないと考えているのではなく、人間の個体の意思に関わりなく行われる、いわゆるDNAの働きを正しく認識すべ

きであると主張しているわけです。

林先生はたぶん、青柳はこの本に共感するだろ うと思われて私をこの鼎談に呼んでくださったのだ ろうと思いますが、ご想像の通り大変共感いたしま した。第一は、本書の方法論です。私が以前か ら、神経生理学との関係で表現の自由の問題を 考え直すべきであると主張してきた所と通ずるとこ ろがあります。これは、先日行われた公文先生の 近著『文明の進化と情報化』の読書会の折に公文 先生が説明されていましたが、システム論的アプ ローチでは、興味の対象をもっとずっと大きなもの の一部として考えて、全体とのつながりの中から対 象を考察します。ですから公文先生は、同書の中 で情報化という対象を考える際にも、社会が産業 革命から工業化社会さらには後期工業化社会へと 変化する中で、情報化はどのようにして生まれて どのような役割を果たしていくかということを考察す るわけです。これに対比する方法論としては、い わゆる還元論があります。一つの興味の対象を細 かく要素に分解して、それぞれがどういう本質を 持っていて、それぞれどのように関係しているかと いうことを追究して、最後にそれを統合したものと して対象に至る方法です。

法律関係の本は還元論的な追究の仕方をしているものが多いですね。それでも、法学概論とか法哲学はシステム論的アプローチをしていて人間までさかのぼっていますが、プライバシー論といった各論的な詳細の部分になると、より大きいものにさかのぼっても、せいぜい憲法の幸福追求の権利とか、人間の尊厳とか、そのへんまでですね。船越先生の場合は、文化人類学的、動物行動学的な考察までさかのぼって、人間はどういうものか、動物との対比でどのように考えられるのかという、そこのところから対象を追究しておられる。大変学際的というか、弁護士や検察官などのいわゆる法律専門家とはまったく違う視点があって、非常に共感できて嬉しく思いました。

林 人間がある行動を起こすということについては、生まれつきの部分と後天的な部分があると

いうことですが、今の神経生理学の業績というのはどちらのことをやっているのでしょうか。私は、ある程度のことはDNAで説明できるという方向にいっているのかなと邪推していたのですが、どうなのでしょうか。

青柳 DNAでかなりの程度まで説明できる人間のあるがままの姿と、現在の法律制度はかなり矛盾しているところがあると考えています。法律というのは人間のあらまほしき姿を規定している、つまり論理を言っているわけですね。論理というのは、大脳新皮質の働きで生み出される精神活動ですから、大変後天的です。これは論理的な思考の経験と訓練によって生成されていることが多いわけです。ところが、大脳辺縁系とか脳幹という人間の生命のいとなみの基本的な部分を受けもっている部分の機能は、DNAでずっと受け継いできている部分です。

法律というのは、純粋に論理で構成されているように一般には信じられていますが、実は、ものの考え方自体が、抵抗できないくらいに、大脳辺縁系と脳幹で表現される人間のありようというものに支配されているのです。非論理的な法律は沢山あります。これは、論理でものを考える人はなかなか認めたがらないことです。

ですから私は、プライバシーの権利を考えるにあたっても、理屈で「そうではないか」と思っても、「そもそも人間のありようがそうではないのだから、そんな理屈は成り立たない」という姿勢の考察がないとだめだと思います。具体的に言いますと、「人間はなぜ戦争をするのか、平和を実現するためにはどうすればいいのか」という問題に対して、「世界中の人が真剣に戦争をなくすことを願って話し合いを徹底的に行う、そうすれば戦争はいつかはなくなるはずである」ということを大真面目に唱える人が沢山います。これは反DNA的というか、人間が人間であるということ自体を否定したような考え方です。そして法律というのはまさにそういう部分が多いのです。例えば、憲法前文の「日本国民は(中略)平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼

して・・・」などという個所は、DNA的にはあり得ない 絵空事の議論です。論理はそうであっても、人間 というのはそれほど論理的な存在ではないではな いかというのが、以前から私が主張してきたことで もあるわけです。

#### プライバシー権の変遷

林 プライバシーに焦点をあててみると、プライバシーの原点というのは、たとえばここに3人座っていて、どのくらいの距離感で座っているのが快適かといったことでしょうか。

船越 たとえば、親しい間柄では個体間距離は小さく、疎遠になる程その距離は大きくなりやすい、あるいは、知らない人たちがテーブルを囲むと、面と向かって座っている人より斜めに座った場合の方が会話が起こりやすい、さらに、社長の机が大きいのは権威を保つための空間の確保であるといった研究が広く知られていますね。

人間の場合は、お互いに名前、職業、年齢が分かれば、なんとなく相手が分かったような気になります。対人認知というものです。相手が誰だかまったく分からないという不安感がなくなると、人間はある程度群れあうことができます。ただ、どんなにグローバル化しても60億人もの情報処理はできませんね。どんなにインターネットが普及しても、それは不可能です。つい200~300年前までは、おそらく人間の集団はそれほど大きくなかったし、お互いによく知り合っていました。

林 プライバシー論のそもそもの発端の論文は、 ボストンに住んでいる有名人たちが、今までは平 穏は生活をしていたのに、マスメディアができてき て追いかけられるようになった。これはいったいい かなるものだということで、ウォーレンとブランダイ スという二人が論文を書いたということですね。そ れが書かれた19世紀末とそれ以前というのは、ど こが違うのでしょうか。

船越 人間の群れが小さい場合は互いに顔見

知りの関係にあると言えます。今でも地域によっては小集団で互いによく知り合って暮らしているところが少なくありません。歴史的にも現代の人口爆発以前は、人の集団はそう大きなものではなく、メンバーは互いの個人史や性癖を知り合って群れていたと言えます。

急激な人口増加がなく科学技術などが劇的に発展しなかった時代、人は何千年・何万年という長い間、知識・技能・価値観・群れのルールなどをゆっくり進展させながら世代から世代へと受け継いできました。また、身分制・階層制の社会ですから貴族は貴族、農民は農民というそれぞれのサブカルチャーの中で生きていたと言えます。服装、言葉づかい、娯楽、生活様式、仕事などにそれぞれのサブカルチャーがあり、その社会に必要な情報の総量を個人が分有し伝承した社会ですね。

ですから、情報の個人分有と相互認知を基本とする社会では、言葉など情報領域で人と人のかかわり方に紛争が起きたとしても、それは侮辱や名誉毀損の次元であって、プライバシー問題はまだ社会の水面下にあり、浮かび上がっていなかったと言えます。

ところが、近代社会以後、成人男子の制限選挙に代表されるように、それまで社会の水面下にいた市民たちが表舞台に登場しました。こうした社会構造の変革で、それまでの話し言葉と手書き文書によるコミュニケーションだけでは不十分になります。新しいメディアが出現すると社会システムが変わるのか、社会構造が変化したから新しいメディアが登場したのかはニワトリと卵の関係でしょうが、いずれにしても、近代国家の誕生と都市化に伴い、膨大な見知らぬ他人に取り囲まれて生活するようになりました。

こうして近代以後、たえず見知らぬ他人と接する 生活になると、伝統的な顔見知り社会とは違った群 れのルールが必要になります。それが、必要以上 に他人にかかわらないという近代市民のルールも 誕生させるのですね。

林 船越先生の本にも、「儀礼的に黙っている」

というようなことが書かれてありましたね。

社会学者のE・ゴフマンは刺激的です。ゴ 船越 フマンは、未知の人々が街頭などで出会う場合、互 いに無関心をよそおうことを「儀礼的無関心(civi1 inattention)<sup>5</sup> と呼び、また、親しい間柄にあっても 互いに相手にとって苦痛や困惑を伴う話題を避け ることを「回避の儀式(avoidance ritual)6」と呼んで います。そして、こうした市民的儀礼を破ることはプ ライバシー侵害につながると指摘したのですね。つ まり、プライバシーは膨大な見知らぬ他人と生活す るようになった近代が生んだ新しい群れのルール であるという認識です。さきほど、伝統的社会では プライバシーが社会の水面下にあって問題になら ないと言いましたが、近代になると次第に市民的儀 礼として他人に対する"意図的コミュニケーション 制御"が社会規範化してきます。そして、当時のマ スメディア、とくにイエロージャーナリズムがスキャ ンダリズムに堕したため、1890年、ウォーレンとブラ ンダイスが「プライバシーの権利 |を世に問い、や がて法的保護に値する利益となったのが、いわゆ る伝統的プライバシーの権利なのです。

青柳 伝統的なプライバシー権というのは、「The right to be let alone」という表現にあらわされていますね。1960年にウィリアム・L・プロッサーは以下の四つを挙げています。すなわち、第一に「私的領域への侵入をはばむ権利」、第二に「他人に知られたくない私事の公開をはばむ権利」、第三に「ある事実が公表されて世人に誤った印象を与えたことを防ぐ権利」、及び第四に「他人の氏名や肖像を営利目的のため無断で使用することを防ぐ権利」です。つまり、プライバシーというのは個人の尊厳の核となる領域の問題であり、侵害から守られるべき人格的法益がその概念であったと思います。

林 このプロッサーの解釈は、プライバシーという言葉ができた1890年から70年経ってから出されたものですね。アメリカでもかなり頻繁に引用され

ますが、アメリカ人は面白くて、物理的に家に侵入することと、覗き見したり写真を撮ったりすることをすべてひっくるめてプライバシーの概念として考えていますね。私たちからすると違うことのように思えるのですが、これについては青柳さんはどのようにお考えになりますか。

この問題は、情報化が進展してくると、 それとともにプライバシーの概念がどのように変 わってくるかということに関係してくると思います。 情報化が進展してコミュニケーション手段が複雑 化し多岐にわたるようになると、国家権力とか他人 からのおせっかいとか、ジャーナリズムの取材が、 昔よりは激しくなって、私的領域に侵入してくる危 険性が非常に高くなります。そうなると単に「ほっと いてくれ(to be let alone)」と言っているだけでは守 り切れなくなってしまう。それに対する姿勢もより能 動的、積極的にならざるを得なくなっているわけで す。したがってプライバシーの考え方も、受動的な ものから能動的なものに、消極的なものから積極的 なものになっていって、その結果、個人情報のコン トロール権というものも、しっかりとプライバシーの 権利として認知されるべきであるという意見が強く なってきました。

前に申し上げた古典的なプロッサーの四つのプ ライバシーの定義に比較して、最近発表された著 作に、ローレンス・レッシグ<sup>7</sup>の『Code and Other Laws of Cyberspace』があります。レッシグはプライ バシー権について三つのことを言っています。は じめの二つは、「Privacy to minimize burden (侵入 を最小化するためのプライバシー) |と「Privacy as dignity(尊厳としてのプライバシー)」です。これら の二つは、伝統的な、いわゆる守備的なプライバ シーの概念なのですが、三つ目は、「Privacy as substantive(実体としてのプライバシー)」です。国 が規制する力を制限する方法の一つとしてのプラ イバシー権の考え方です。つまり、国がある人を 罰するために当人の記録を証拠として収集しようと する時に、その人が自らを防御する権利の根拠と してプライバシー権を持たなくてはならない、とい

うことを言っています。この三つ目の概念が、情報 化時代以降に歴史的に追加された考え方と言って よいでしょう。この第三点の主張が大きくなってい るということが非常に特徴的です。

また、私的領域のサイズがきわめてcontingentであって、政治、文化、制度のありようとともに大きく変わってくるということもあると思います。

林 これは理念としては分かるのですが、実定 法的に考えると、さきほどから議論になっている、 どのくらいの距離が心地よい(cozy)かという動物に 近いレベルに始まっても、それが関係の中で決ま るとなると、そこで非常に相対化されていますよ ね。片方で、その関係はどういうことかというと、今 までの基本的人権を最初に考えた時に、国家権 力と個人の関係だと考えたと思うのですが、今、 基本的人権は、私人間にも間接的にせよ考え方と しては適用されてしかるべきだということになって いる。すると、日本的に言えば、法律に文言として 書かないと法的安定性は非常に危うくなるというよ うなことになると、プライバシーというのは、いった い権利として書けるのかというような質問を発した くなるのですが、それはどのように考えたらいいの でしょうか。これは日本法には伝統はないのです が、なにか一般原則を漠然と書いておいて裁判で 決めることになるのでしょうか。

青柳 現状では、プライバシー権侵害犯というものは法律に書いてありませんが、刑法には名誉毀損8と侮辱罪9があります。民法においても不法行為10としての名誉毀損とプライバシー侵害があります。私は成文法にしたほうがいいとは思いますが、その場合には民法と刑法の両方に書いておいたほうがいいと思います。

林 憲法論にするという発想ではありませんか?

青柳 憲法に書いてあるというだけでは、何も 書いてないというのと同じことになりかねませんか らね(笑)。 船越 実は公的場所におけるプライバシーの存在について私に大きな示唆を与えて下さったのが伊藤正巳先生<sup>11</sup>なのですが、伊藤先生は憲法の基本的人権等の規定は理念に過ぎないと喝破されています。憲法にはその時代の理念が書かれているわけですから、それを実際に法令や判例で具現化しないと実態のあるものにならないのです。逆に、現実の社会が憲法で想定した社会より劇的に変化した場合は、その間のギャップを埋める作業が必要になりますね。

その意味では、to be let alone を主軸とする伝統的プライバシーの権利に加えて、新しい課題が浮上していますね。一つは、IT技術の発展に伴ってeビジネスが普及し、ドワィアー事件<sup>12</sup>のように個人情報・個人信用情報などが経済活動に頻繁に利用されるようになったため、to be let alone だけではなく、自己情報コントロール権を中核とする情報プライバシー、データ・プライバシーが緊急の課題となったことです。日本でも個人情報保護基本法の制定が急がれています。これはゴフマン流の"意図的コミュニケーション制御"とは異質のもので、情報主体である市民が積極的に自己情報の管理に乗り出すことで個人情報にかかわるプライバシー保護を図ろうというものです。

もう一つは、インターネット社会が完全匿名を許すコミュニケーションを可能にしたため、身元不明の人が書き込んだメール等によって人格を著しく傷つけられ、プライバシーを侵害されるケースが激増したことです。たとえば、オクラホマ連邦ビル爆破に関連してゼランが爆殺を支持するアイテムを売り出していると、彼の連絡先情報をまったく身元不明の人が電子掲示板に書き込み、ゼランが甚大な人権侵害を受けた事件13では、相手を特定できないため、当人に対して対抗措置をとることができなかったのです。

このように、本人の意思とは無関係に個人情報が経済利用されるとか、完全匿名を許すインターネット社会は、伝統的社会はもちろん近代社会が育てた市民的儀礼としての「匿名性」とはまったく違う次元の群れ方です。今まで人類が経験したこ

とのない群れ方だと言っても過言ではないでしょう。

したがって、こうした新しい群れ方に対するルールの形成が緊急の課題として浮上しているわけです。旧いルールの解釈ではとうてい現実の事態に追いつきません。その意味では、継続審議となった個人情報保護基本法案<sup>14</sup>を見ますと、個人情報取扱業者に向けた法案と言えるほど取扱業者の原則的ルールだけが書いてある。しかも、原則は基本法で定め、あとは業界ごとの事情に合わせた個別法や業界の自主規制で対応しようとしています。業界向きの法案と言ってもいい。確かに、情報主体(市民)の自己情報コントロール権に触れてはいますが極めて不十分で万同性がなく具体性がない。その点が、林先生<sup>15</sup>のように、電子社会における著作権の新しいあり方を具体的に提言なさっているのとは対照的です。

個人の存在と行動の記録がすべて電子記録され利用される時代には、林先生のように、個人情報を人格権の面からも財産権の面からも新しく把握し直して、それを確固たる法的利益に昇華させなければならないと思います。

林 そのためには、憲法論だと言い出さないと、そういう論議のテーブルに乗らないのではないかというのが私の発想です。私は憲法のエンフォースメントというのは第9条をはじめとして、それほど強いものではないということはその通りだと思っています。ただ、論議のたて方として、基本的人権というのが今まであったけれども、それに情報時代の基本的人権を足すぐらいのことを言い出さないと、今のような議論になりにくいのではないかと思ったのでお聞きしたわけです。

**船越** 確かにそうかもしれません。お話を聞いていると、憲法に明記できるのであれば、それは大変いいことだと思います。

**青柳** ただ、多くの憲法学者が言っていること ですが、憲法は私人は関係ないと言うんですね。 憲法は国と公務員の関係を律しているだけであるということなんです。私にとっては奇異に感じます。

船越 それが基本ですね。

青柳 ただ、プライバシーというのは、私人対 私人ということが非常に大きな要素を占めているの で、もし憲法がそういう性格のものであれば、憲法 に書いておくだけではだめだと思うんです。

船越 憲法の規定は、権力機構が国民の権利を侵さないようにするための規定であって、直接、私人間に適用するものではないという判例・学説が多いのは事実です。しかし、たとえ建前に過ぎなくても、主権者である国民の委託を受けて権力機構が存在し機能するわけですから、その主権者である私人間に直接適応しないという考え方は納得できません。

古い言葉に「公僕」というのがあります。憲法は、 原則的に、公僕が主権者の権利を踏みにじらない ためのルールであり、公権力と国民の関係を定め たものであるならば、主権者同士にも憲法が直接 適用されてしかるべきです。しかし、私人間は「当 事者主義」でやって下さいというわけです。ところ が、この当事者主義が非常に曲者なんですね。

ナポレオン民法典は、それまでの封建制による 身分的格差を打ち破るために当事者主義を打ち 出しましたが、その根底は市民は平等だということ にあります。したがって、近代法の当事者主義がも たらした成果は極めて大きいのですが、その時代 は、主権者として社会の表舞台に登場していた市 民は、そう多くなかったことに注目すべきだと思いま す。さきほども集団規模と社会的コミュニケーション のありようは大きく関係すると言いましたが、当時 は、発行部数1万程度の新聞が市民階級の論戦と 合意形成に十分その役割を果たしていました。し かも、「人権宣言」が男性市民のための人権宣言 であり、それに対抗して女性のための人権宣言を 書いたオランブ・ド・グージュが、革命政府によって 捕らえられ処刑されたことが雄弁に語るのは、多く の労働階層、女性、年少者は依然として社会の底辺にいて、人権など考えるべくもなかったことです。 財産や納税による制限選挙が廃止され、成年男子による昔通選挙が世界的に広まるのが19世紀中頃からで、さらに女性が選挙権を得て、憲法上も社会の主人公となるのは20世紀に入ってからです。

つまり、近代法の当事者主義は、新興勢力で あった少数の市民が法的にも社会的にも対等であ ることを前提としています。対等な関係にあれば、 当事者主義で私人間の争いを解決できる可能性 は大きいのです。しかし、現代は当事者主義を貫く と、逆に、社会的公平や法的公正を欠くことになりか ねません。労働者の団結権・団体交渉権、あるいは 製造物責任法における過失責任主義からの大転 換などは、当事者主義に起因する社会的不公平や 法的不公正を軌道修正するための現代法理です ね。航空機などの交通機関を利用するとき、利用者 と企業の間には「約款」という契約が結ばれます ね。大量生産大量消費になればなるほど、企業と消 費者の距離は遠ざかりますから、一人一人と契約 を結ぶのは現実的でありません。だから事業者が 前もって定めた約款に利用者が同意したカタチを とります。当事者主義というカタチです。そうしなけ ればならないほど消費主体が膨大に増えたと言っ てしまえぱそれまでですが、逆に言えば、消費主体 が膨大に増加した社会に、いまだ適切な法体系が 生まれていないということです。個人情報保護基本 法案も、こうした点から再構築する必要があります。

林 最近の例だと、シュリンクラップ契約<sup>16</sup>というのがありますね。ソフトを買ってきて、ビリビリっと破いたら、自動的に契約したことになるというものです。

**船越** それは、当事者主義からははみ出していると思いますね。

青柳 プライバシー権に関する私的領域のサイズは千差万別ですね。優れた比較文明評論家でGLOCOMの主任研究員でもある呉善花さんがあ

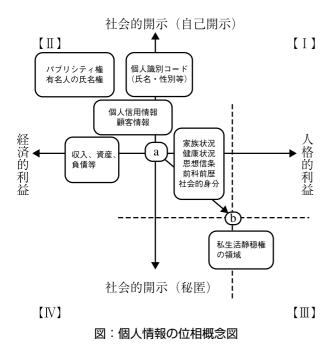
る本に書いておられたのですが、韓国人と日本人 のプライバシーに関するスペースの感覚はだいぶ 違うそうです。彼女が日本に来た当初は、日本人 の友達とできるだけ仲良くなりたい思って、手をつ ないだり、友人のお弁当を覗き込んでおかずを 取ったりしたけれど、非常にひんしゅくをかったそう です。韓国では、男同士でも女同士でも仲がよけ れば手をつないで歩いているそうですが、日本で は手をつなぐのは男女のカップルだけですね。日 本では、断りもせずに人のお弁当を覗き込んでお かずなんて取ってはいけない、「親しき仲にも礼儀 あり」ということになっています。つまり、韓国人の 親しくなりたい、親しくなったという私的スペースの 感覚と、日本人の私的スペースの感覚は全然違う ということです。そういう感覚は非常に相対的で、 文化的な背景に影響される問題が非常に多いで すね。このケースは国際的ギャップの例ですが、 日本国内においてもプライバシーに関する考え方 というのは、人によって常に衝突してしまいますか ら、当事者主義にまかせて相談して決めなさいと 言っても、収拾がつかないのではないかと思いま す。

#### 個人情報のコントロール権

今回は結論が出ない問題なので、こんな 難しいことがあるということを次々と挙げていきま す。今はずっと人格権について論じてきたわけで すが、さらに事態を複雑にしているのは、プロッ サーの中にもパブリシティーの権利のようなものが、 プライバシーの権利の派生権として論じられてい ますよね。こちらのほうは、実は原点であるto be let aloneではなくて、むしろどんどん世間にはexpose していくというか、ある意味では、自分のプライバ シーを切り売りしていくことになるわけですね。この 切り売り権は、情報自己コントロール権といえば同 じようにくくれるのですが、本来の狭い意味でのプ ライバシーの自己コントロール権というのは、「他の 目的には使ってはいけない」ということです。ところ が今は、「どんどん使ってカネはもらいたいんだ、 しかし、そのやり方については自分がコントロール

する」ということですね。ここのところをどのように理解したらいいのでしょうか。

船越 まったくの試考ですが、人格権のトポロジーというか、個人情報の位相の移り変りを図に示してみると、インターネット時代の人格権は財産権に向かってシフトし、秘匿の権利といわれたプライバシーも社会的開示の方向に動いているのがわかります。



仮に、電子社会以前の人格権の原点をaとし、縦軸の対極に社会的開示と非開示、横軸の対極に人格的利益と経済的利益を置くと、パブリシティ権は初めから社会的開示と経済的利益に囲まれた[Ⅲ]の領域にあったと言えます。個人情報全体としては、個人の存在と行動のすべてが電子記録され利用されるようになると、原点aが原点bに向かって移動し、位相が変化したと捉えることができます。個入識別情報はこれまでも社会的開示を原則としていましたが、病歴、犯歴、社会的身分、宗教、思想信条など、これまで秘匿することで人格的利益を守ろうとしたセンシティブ情報が、今では事業者にとって最も価値ある情報となっていますから、次第に社会的開示の方向に移動しているわけです。し

たがって、個人情報は人格権の面とともに財産権の性格を強めていると思います。肖像権がパブリシティ権として財産権化したように、個人情報を財産権として捉え直すと、その方が、自己情報コントロール権が確固たるものになると思います。

林 実は、私はまったく別の著作権について、 著作者人格権と著作財産権の関係で、これが二 つに分けられるのか、それとも一体化したほうがいいのかということをずいぶん悩んできました。斉藤博先生の『人格権法の研究』を読んでも、結局、プライバシーとかパブリシティ、非常に切り分けにくいがやや側面が違うという問題が、著作権のときにも現われているんです。両方を共通の尺度でみて、もちろん、船越先生がおっしゃったようにばっさり切れるものではありませんが、学者としては何か類型がほしいな、分類学をしたいなという気がしています。

名和小太郎さんの批評によれば、著作物の人格権と財産権を分けた上で、さらに人格権を重んじろと言っているのは、たぶん私が世界で初めてだろうということです。少し大げさですが、そこのところが私は気になっています。ですから、私が船越先生の本を読んで、これは面白いと思った理由は、私自身がそういうことで悩んでいたので、ひょっとするとこで議論したり、今後いろいろと教えていただいて、人格権というくくりの中に、プライバシーの人格権だけではなくて、もっと他の側面があって、その相互作用を研究すると何か概念ができるかなという期待を抱いたからです。

青柳 私は、プライバシー権の概念は、人格権と財産権の中間にあって、それぞれの接点は重なり合っていると考えています。プライバシー権の守備的な面が人格権であり、積極的かつ能動的側面が財産権に属するのではないでしょうか。個人情報のコントロール権についても、これからは制度が徐々に完備してきていろいろといいことが出てくると思います。

今はコントロールする制度があまりにもなさすぎ

るということが言えますね。「HOT WIRED」に出ていた記事ですが、アメリカのプライバシー財団のチーフ・テクノロジー・オフィサーであるリチャード・スミスという人が、FBIのデータベースを見る機会があったので、自分の情報を調べてみたそうです。それによると、「リチャード・スミス氏は1976年にすでに死亡。メアリーという女性と結婚していて、存命中はテキサス州に服役していた。刑務所仲間からは、リッキー・スミスと呼ばれていた」ということが書かれていたそうです。もちろん、とんでもない間違いです。

自己の個人情報をコントロールする権利をうまく 制御できるシステムが行き渡れば、こうした自分の 間違った情報を訂正する機会を持つことができる ようになります。それは社会にとっても正しい情報 を持てるということを意味します。また、この制度 が行き渡ると、本人がこの情報を使ってもいいかど うかという承諾を周知せしめることができるようにな ると思います。逆にいうと、そういうシステムがない 場合には、自分の情報を抱え込んで絶対に二次 利用は許さないということにでもしないとプライバ シーは守れないことになります。個人情報のうちの この部分は利用してもいい、ただしここまでだ、と いうようなことを、多くの人が認め合うようにすべき でしょう。それにより正しい情報が得られるし、デー タマイニング的な分析を行って社会的に有用かつ 貴重な情報がどんどん出てくるようになります。で すから、個人情報コントロール権を強化するという ことは、必ずしも守備的な発想ではなくて、もっと 積極的で楽しい発想で考えてしかるべきだと思い ます。

船越 EU指令95/46<sup>17</sup>に基づいて、欧州各国は個人情報保護政策をたてましたが、ドイツのいわゆるマルチメディア法は、何をするにも本人の同意を必要とすると定めています。個人情報収集に対する本人の同意、利用目的に対する同意、目的外使用に対する同意、そして、アクセス権、自己情報訂正権、何時でも合理的理由があればそれらの同意を破棄できる権利など、あらゆる面で情報主体を

前面に打ち出していますね。日本ではそこまで行けるかどうか、保護基本法案を見るかぎり心もとないものがあります。

ただ現実面で、アクセス権や訂正権を行使する場合、いちいち各事業者にコンタクトしなければならないのでは、自己情報コントロール権と言っても絵に描いた餅に過ぎなくなってしまいます。そこで、青柳先生が言われるようなシステムをつくると今度はセキュリティの面で危険性が高まる可能性がありますね。

**青柳** 個人情報を一元的に管理するシステムが、自然発生的に出てくるのではないかという希望を私は持っています。

#### 林 それは希望なんですね。

青柳 現実的可能性といってもよいでしょう。ア メリカには、ダイレクト・マーケティング・アソシエー ション(DMA)というのがあって、消費者のうちのダ イレクトメールを受け取りたくない人の希望を受け 付けてデータベースを作って管理しています。費 用をかけてダイレクトメールを出したり、テレ・マー ケティングを行う人は空振りをしたくないわけです から、DMAからネガティブリストを買って、自分の 持っているリストから希望しない人を削除して、 残った相手にダイレクトメールを送るという方法を とっています。これは非常に効率的です。ところ が、最近は、一人暮らしのお年寄りの方が、DMA に登録したらダイレクトメールも電話もこなくなって しまってさびしくなったということで、ネガティブリス トからはずしてほしいと申し出たというエピソードも あるくらいです。そういうシステムは徐々にできてき て、それがビジネスとしてもペイするようになるの ではないかと思っています。

船越 一元管理できるシステムをどのようにつくっていくかということは、いちばん大事だと思います。個人がそこにアクセスできて、自己コントロールできることが本当はいいのですが、これはもろ刃

の剣ですね。

私は1年ほど前に引っ越しをしたので、銀 林 行に住所変更届を出さざるをえなかったわけです が、私の住所を持っている機関がいくつあるのか ということを考えました。ものすごくたくさんあるん ですが、自分のホームページに新住所を載せてお いて、知りたい人はそこにアクセスして直してくれ るという機関はないかなと考えました。その後、 ひょっとすると今のしくみのほうがいいかもしれない と思い直しました。例が正しくないかもしれません が、今、著作権のほうでも一元管理の方向でいろ いろなシステムを開発しているのですが、これは 分散型でデータベースをつくったほうがいいので はないかという発想になりました。なぜなら、自分 が10年前に書いた本を見返してみて、あまりレベ ルが高くないなと思うことはあるわけです。また JASRAC(日本音楽著作権協会)に対する批判に、 「一括信託せよ」というやり方に対する批判がありま す。自分の著作物は、未来も含めてすべて預けな ければいけないというものです。それに対して批 判があるということは、著作権管理も分散データ ベースが可能なら分散管理でいいのではないかと 言っているわけで、おそらく一元管理のシステム ではできないのではないでしょうか。それと同じ で、プライバシー的なことも、どこにあるか分から ないという不安もあるし、それが間違っているとい う不安もあるのですが、すべてが一元化された時 にそれが盗まれる不安に比べれば、分散管理のほ うがいいのかもしれません。

船越 あるいは、自己の情報は自分でコントロールしなさいという時代に入ると、ただちに自己責任の問題に転嫁してしまう恐れがあります。金融ビッグバン騒動のとき、ハイリスク・ハイリターンを選ぶかどうかは自己責任の問題だという論法が強調されましたが、有価証券報告書にさえ虚偽報告があったくらいですから、一般の市民が金融機関の経営・運営状態を把握できるわけがありません。運営や経営の詳細情報が公開されない限り、自己責

任の取りようがないということです。同様に、自己情報コントロール権をもって自己責任にすり替える可能性が十分考えられます。もし、安全なシステムが可能なら、それがいちばんいいのですが、その際は一元管理あるいは業界ごとの分散管理が考えられますね。

**林** 今の技術で言えば、リンクがはってあるということでしょうか。

**青柳** そういう技術はできると思います。

船越 現実論として、自己情報管理といっても、 どのようにするのかという点を解決しないと、この 個人情報保護ということは、言葉の上だけで終わ りますよね。

ただ、私が電話会社にいたから余計に思う 林 ことですが、さきほどのご批判として、個人情報基 本法というのは事業者規制法のようなもので、基本 的人権として個人情報を保護しようという発想に なっていません。それはその通りだと思いますが、 実効を確保しようとすると、仲介業者に何かしばり をかけるのがいちばん効率的だと思います。たと えば、電話帳のことをお考えいただければいいと 思いますが、電話帳に「載せる」か「載せない」かと いうのは個人の自由で、「載せない」ということが できます。ところが、そのもとの原簿には住所も電 話番号もありますね。そうすると、個人と業者の関 係でいくと、一見、自己情報をコントロールして世 間に出ないようにしたつもりでいても、その実、内 部資料としては「ある」ということになって、結果とし てはコントロールはすり抜けということになりますね。 リンクを張るか張らないかというレベルでいくと、公 表するかしないかのところにしかリンクは張れませ んから、その中には行けないとなると、結局私は、 一発のボタンで全部が触われるというのは夢では ないかと、どうしても思ってしまいます。

青柳 それは選択的にできるのではないでしょ

うか。個人情報保護というプラットフォームの上でエージェントが一つできて、ある人が引っ越した場合には、そのエージェントだけに引っ越し情報を通知すればよいことにするわけです。そのエージェントが考え得るありとあらゆるところ、またはある条件に合致したところだけに連絡してくれるというものです。その人にとって、引っ越したという情報が知れ渡るという利益の方が大きいと思えばエージェントに頼めばいいし、不利益の方が大きいということであれば頼まないということにすればよいわけです。こういう新しいビジネスモデルができるのではないでしょうか。個人情報データベースに関するアメリカのDMAのようなものですね。

#### 匿名社会と新しいルール

林 インターネットが出てきたら、さきほどの群れ 方などの想定が非常に崩れてしまう。人類全体が グローバルにアクセスできるという話が出たと思い ますが、それと社会を賑わしている電車の中での いざこざ、場合によっては殺人に及んでしまうよう なことというのは、非常に関係があるような気がす るのですが、船越先生はどのようにお考えでしょう か。

船越 ちょっと話がずれるかもしれませんが、現 代の匿名性と関連すると思いますね。ジンバルド<sup>18</sup> の有名な実験に、匿名性が高まると人間は残忍性 を露呈するというのがあります。目の部分だけを開 けた頭巾とダブダブの服を着て、自分が誰か、自 分が何をしたかをまったく分からない状態にした数 人が実験に参加します。ダブダブ服の人たちが被 験者(実はサクラ)に質問をし、答を間違うと電気 ショックを与えるという実験デザインです。電気 ショックは答を間違うたびに強くなりますから、被験 者は苦痛の声をあげて抗議します。

互いに顔をだし、誰がどのレベルの電気スイッチを押したのかが分かる状態で行った別の実験と比べると、人間は匿名性の中に隠れるほど残忍性が高まる結果になっています。

匿名性の中では電気ショックを与える相手が誰か

に関係なく、時間が経つにつれてますます攻撃性が高まるのです。最近の事件も互いに無関係の人たちの間で頻発していますね。

現在のインターネット社会は完全匿名を許す社会ですが、これは人間の歴史の中で初めて遭遇する事態だと思います。さきほど言いました近代社会の儀礼的匿名性とはまったく異なる群れ方です。では、巨大な匿名社会・無名社会で、どのように秩序を保っていけばいいのか、群れていけばいいのか、まだ、よく分かっていないように思います。

でも、早急に巨大無名社会の群れのルールを作り上げていかなければならないと思います。

青柳 私はそれについては非常に悲観的で す。匿名社会のルールや秩序を考えるなどという のはやるべきでない、むしろ断固廃すべきであると 思っています。多くの方がインターネット上の匿名 で行われるコミュニケーションについての意義を考 えたり論じたりしておられますが、そうすると、だん だんそれを社会が認知するようになってしまいま す。匿名というのは自分の発言に責任を持たない ということであり、コミュニケーションのあるべき姿 ではないと思います。ネットワークの価値というの は、他のネットワーク手段と組み合わせてだんだん 広がっていくことにあるわけですが、匿名によるコ ミュニケーションというのは自分の世界をどんどん 狭く限定していくという方向にしか動かざるを得な いので、発展性がありません。匿名が例外的に価 値があると思われるのは、名前を出すと不測の被 害を被るというような、緊急避難的な意味において のみだと思うのですが、このようなものは非常に少 数例です。社会科学者は、インターネットによって 匿名という新しいコミュニケーション手段が出てき たとか、その意義は、などということを論じるべきで はないと思います。こんなものはだめだ、発言とい うものは責任をともなうべきであるということを主張 することが、人間社会の秩序を守ることにつながる のだと思います。

船越 匿名とか仮名は、芸術家もそうでした

が、それぞれの時代において、権力に立ち向か おうという時に、最初から実名を出すととても太刀 打ちできないという場合に使われましたね。世論を 盛り上げて新しい勢力をつくっていこうという時に は匿名にならざるを得ないという歴史があったわけ です。そういう場合は例外的です。政治的意見と か社会的矛盾を解くための意見については、最初 のうちは匿名でいいけれど、だんだん議論が熱し てきて、それが形を成してくる段階になったら、実 名にもどすべきだと考えています。ずっと匿名とい うことはあり得ないと思います。

林 私は、ある権利団体の著作権研究者に刺されて殺されてしまうかもしれないようなことを平然と言っているので、そろそろ仮名を使わないといけないかなという危機感を感じています(笑)。ところで、実名や仮名の使い方は、放っておくと慣れるのではないかと私は考えています。つまりデフォルトがどちらかということなのですが、もちろん、これからも数で言えば、実名の方が実効上多いと思うのですが、匿名、仮名の比率が今までよりは相当高まると思います。それに対してどのように対応したらいいのでしょうか。人間というのは自然に慣れるのではないかというのが私の発想です。

青柳 私は、匿名によるコミュニケーションに慣 れると、人間生活は混乱するというか破綻してしま うと思いますね。現実の世界で面と向かって話を している場合には、神経生理学的に言うと無意識 のうちに大脳新皮質の前頭葉の中に抑制機構 (Inhibition System) が起動されているわけです。 それは、たとえば、過去にこんなことを言ったら相 手が怒ったとか、こういう言い方をしたら納得して もらえたというような、長い間の経験に照らしあわ せて会話を円満にもっていこうとか、意見発表も効 果的に説得力をもたせようという意図が無意識的 に働いて、自然に攻撃的な表現は避けるというシ ステムです。このシステムは、相手についての視 覚的情報、嗅覚的情報、聴覚的情報等の複合的 刺激のモウダリティ効果19によって発動されます。

ところが、匿名の場合はもちろんそうなんですが、 たとえ実名でもインターネット上でコミュニケーションを行う場合には、そういう情報がありませんから 無意識の抑制機構のトリガーが発動しないのです。そのために過度に攻撃的なこともどんどん 言ってしまう。メールでは文字を直したり編集できるので、攻撃を非常に効果的に雄弁にやってしまう。読む方も、相手が目の前にいないので、抑制機構の発動なしに読んでしまいます。面と向かって聞けば、若いものの言うことだからと鷹揚に聞き逃せるようなことでも、メールで読むとカーッと頭にきてケンカになってしまうわけです。

林 事象の認識はまったく同じなのですが、実 定法的に考えると、それを刑事犯として類型化し エンフォースできるのか、あるいは民法の不法行 為のような損害賠償なり差し止めなりができるように なるのかというと、私は法は無力なのではないかと 思っています。

**青柳** それは過度に攻撃的な表現についてもですか。

**林** そうです。ですから、それはそういうものだ と思って参加するしか方法はないのではないで しょうか。

船越 自己防衛しかないということですか。

林 いちばん悲観的な見方ということなのかもしれません。事実、人間は対応力、順応力を持っていて、そういうものが当たり前だと思えば、防御しながら読むといったこともできます。さきほどの実験結果も面白かったんですが、そういうことが教室で教えられたり、常識化するということしか防備策はないのではないでしょうか。

**青柳** ただ、一人一人がいつもそういう抑制機構を発動させて社会生活にのぞんでいるというのは、人間の例外的なあり方ではなくて、それが本

来的なあり方なわけです。むしろ抑制機構が解除 されている状況というのは非常に例外的です。

私は、アメリカに3年住んでいたからかもし 林 れませんが、ピストルを持ってもいいという国にい ると、こちらも持っているかもしれないと思って行動 するわけです。社会的にはストレスも高かったし、 私はむしろ銃規制法をつくるべきだという論者です が、規制法をつくってもアメリカでピストルがゼロに なるか、刀狩りが100%成功するかというと、成功 しないと思っています。日本のように、相当程度規 制が進んでいる国でも抜け道があるわけです。私 は、全体に悲観論になっているかもしれませんが、 著作権という100年の歴史がある法律が、今はほ とんど無力になって、禁酒法と同じではないかとい う議論をしているんです。ひょっとすると、リテラ シーというのはそれほど高尚なものではなくて、今 のようなものに耐えられる体力ということかもしれな いというのが私の感覚です。今回はお二人の意見 が一致してしまったので、あえて私が反対の局面 に立っているということもなくはありませんが、実効 性のある手段というのはそれほどたくさんはないの ではないでしょうか。

船越 たしかに、ピストルの問題は慣れかもしれませんし、自己防衛すればいいのかもしれません。しかし、この論法を進めていくと、核抑止力についても同じことが言えます。核兵器よりもさらに強力な兵器ができたとして、それを持つことによって世界が平和になるんだという考え方、つまり、大きな武器を持てば持つほど、世の中は安定するという考え方につながってはいないとは思いますが・・・・。

前に触れたローレンツは、動物を見ていて、動物は牙(武器)を発達させればさせるほど、本能的にお互いを殺傷しないようにする抑止力が発達する、武器の発達と抑制力の発達は見合っていると言いました。たしかに、お互いに仲間を殺しあえばその動物は絶滅するだけですから、ケガをさせても殺しませんね。闘いの儀式化といって、片方

が唸って、もう一方が負けたと思えばそれですご すごと行ってしまう。そこで闘いは終わってしまい ます。人間の場合、一騎打ちの時代にはまだ闘い の儀式が残っていたと思いますが、今やミサイル 時代になると、そういうことすらなくなってきた。攻 撃力、殺傷能力の強いものをつくったわりには抑制 力が強くなっていません。つまり人間にとって抑制 力は本能ではない、DNAに組み込まれていないの です。だから、これまでも文化として、人倫とか人 道、宗教、道徳、というものをずっと教え続けてき ているわけです。本能で抑制できるのであれば、 そんなにラクなことはありません。教わらなくても殺 さないはずですから。抑制力をどうするかという問 題になってくると、人を殺す武器が発達すればす るほど抑制力を強める方向にいかなければならな いし、抑制力が強まらないのであれば、武器の方 を縮小していかなればならないと思います。です から、慣れの問題もあるかもしれませが、別の考え 方もできるだろうと思います。

人選がよかったのか悪かったのか、2対1で 林 敗退してしまいました(笑)。 私もどうやら経済学に 毒されたのかという気がします。経済学者がどう 答えるかというと、ソ連が崩壊した理由について は、核抑止力をより持った方が強いだろうと思って やってきたところ、まったく想定しなかった財政力と いう面でしっぺ返しをくらったという説明をするの だと思います。そういう意味でいくと、私は少し経 済学をやりすぎて、なんでも経済学で説明できると 思い込んでいるのかもしれません。いずれにして も、少しは違いがあるということが分かってよかっ たのではないでしょうか。総体としては、船越先生 のよくまとまった本を題材にしたので、論点が短時 間でよく整理されたのではないかと思います。どう もありがとうございました。

(「特集:21世紀の法制度」は今回で終了します。)

- 1 ローレンツ·K.『攻撃-悪の自然誌』日高敏隆他訳 みすず書房(1970)
- 2 ローレンツ・K.『ソロモンの指輪』目高敏隆訳 早川 書房(1970)
- 3 杉山幸丸『子殺しの行動学』北斗出版(1980)
- 4ドーキンス・R.『利己的な遺伝子-増補改訂版』日 高敏隆他訳 紀伊国屋書店(1991)
- 5ゴフマン・E.『集まりの構造』丸木恵祐他訳 誠信書 房(1980)
- 6ゴフマン・E、『儀礼としての相互行為』広瀬英彦他 訳 法政大学出版局(1986)
- 7 Lawrence Lessig:イエール大学のロースクール卒業。最高裁判所の裁判官の書記を務めた後、シカゴ大学、ハーバード大学を経て、現在、スタンフォード大学にて憲法、契約、サイバースペースの法律などの教鞭をとる。マイクロソフト社の独占禁止法裁判において連邦裁判所に「スペシャルマスター」として任命されたサイバー法の第一人者として注目されている。(邦訳書『CODE』(翔泳社)の著者紹介より)
- 8 刑法第230条
- 9 刑法第231条
- 10 民法第709条
- 11 文化勲章受賞。東京大学名誉教授、元最高裁判所判事。日本におけるプライバシー研究の先駆者。 著書に『憲法 第3版』弘文堂(1995)、『プライバシーの権利』岩波書店(1963)など。
- 12 Dwyer v. American Express Co.,652 N.E.2d 1351 (Ⅲ APP.1 Dist.1995]
- 13 Zeran v. American On1ine,Inc.,958 F.Supp.1124 (E.D.N.Y.1997)
- 14個人情報保護基本法制に関する大綱」 情報通信技術(IT)戦略本部・個人情報保護法制化委員会(2000年10月)
- 15 林紘一郎 [ dマークの提唱 著作権に代わる"デジタル創作権"の構想」 『GLOCOM Review 』4-4(1999)など。
- 16 パッケージソフトの代表的な使用許諾契約。契約条項をパッケージの外箱に印刷しておき、ユーザーが事前に検討することを前提に、パッケージを破ると契約が締結されたものとみなす。メーカーとユーザーが個々に契約を結ぶことは事実上困難なので、この方法は一般的に有効と解されている。
- 17「個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の 指令JECOMプライバシー問題検討WG訳
- 18 ジンバルド·P.G. 『現代心理学Ⅲ』古畑和孝他 訳 サイエンス社(1983)

19 Modality効果=Modality Effects/Murdock,B.B.1968。 Modality=感覚の一定の様相。複数の異なった相の刺激を同時に知覚すると、単一相の刺激の場合よりも、より強烈にかつより深部にまで到達して認識される。外国語の単語を記憶する場合には、文字を見るだけに頼るよりは、聴くこと、発音すること、書くことを組み合わせる方が認識の度合いは深い。またよく記憶もされるので、再生率も高くなる。

# 『情報政策とポスト開発主義: 理論的考察』

GLOCOM Review2001年7月号(通巻65号)

### 山内康英·前田充浩·澁川修一著

今や各国政府はこぞって社会の情報化や情報 産業を推進するための政策を形成し、実施してい る。しかし、情報通信産業における急速な技術変 化などもあり、どの国の政策も紆余曲折を余儀なく されている。日本の場合はどうだろうか。日本政 府がインターネットを基軸にした情報政策に関する 本格的な取り組みを始めたのは、1990年代後半に なってからである。しかし、依然として十分な成果 が上げられているという評価には至っていない。 著者らによれば、この理由の一つは産業としての 情報通信産業が、そのライフサイクル(突破、成 熟、衰退)の中で占める位置にある。情報産業は、 新しい産業が急成長する「突破段階 | にあり、これ までの開発主義的な産業政策が対象としてきた 「成熟段階」の産業とは大きく異なっている。その ために、情報通信産業における従来型の政策は 成功しえないのだという。著者らの結論を先取りす るならば、これは日本政府による(個別の)情報政 策が失敗であったということよりも、そもそも政策を 形成するためのメカニズムが、突破段階の情報産 業という新しい事態に対応しきれていなかったこと が原因だということになるだろう。

成熟段階の産業、つまり既存産業に関する政策 形成の過程をめぐっては、利害関係者の声が反 映される機会が確保され、適切な政策の形成に寄 与している。著者らは、政策決定の過程を連合競 争モデル、あるいは戯画的に「ムカデ競争モデル」 と呼んでいる。このモデルでは、政策決定過程の それぞれの段階が、ムカデの「体節」に、またその 体節ごとにもつ利害関係者のネットワークが「足」に 見立てられ、全体として一つの「政策ムカデ」を形 作るものとして表現される。ところが、情報通信産 業は、いわば「新参者」であり、彼らの利害は、こ のムカデ競争の中では反映される機会をもたない。

著者らは、ムカデ競争の中で関係者の利害を調 整する場として「審議会 |がこれまで果たしてきた 役割を評価するが、突破段階の産業においてはこ のメカニズムが機能しない可能性を指摘する。審 議会方式が機能するためには、関係する利害関 係が比較的少数であること、業界団体など利害関 係者を代表するトップダウンの組織が形成されて いること、またその組織内での拘束力が強いこと などが前提となる。ところが、突破段階にある産業 の場合、利害関係者を特定することが難しいだけ でなく、利害そのものの特定も困難であるため、こ の前提を当てはめることができない。このような変 化の時期にあっては、著者らが言うように、従来の 審議会とは別の、「複数の利害関係者の調整の ルート、すなわち複数の政策連合間の競争を作り 出す必要がある」ということになる。これが突破段 階における産業への政府の関わり方なのである。

現在突破段階にあると考えられる情報産業、環境産業、バイオ産業においては、利害関係者が明らかでないために、これらの産業のための政策形成に必要な政治的資源や情報を供給できない問題点を著者らは指摘する。これらの産業は、これからの一世紀におけるわれわれの生き方の新しい可能性を拓くものとして期待されるだけに、彼らの声が適切に反映される新たな政策連合が編まれ、必要な政策が形成されることの意義は少なくない。

上村圭介(主任研究員)

# ドットフォースの活動に NPOとして参加して

ーインターネットをめぐるグローバルな潮流のなかでー

会津泉(GLOCOM併任研究員・アジアネットワーク研究所代表)

#### eJapan2002構想 アジアとの協力を明記

小泉「改革」内閣では、小渕・森政権と比較すると「IT革命」の優先度が落ちたようにみえる。小泉首相自身が「IT」について語ることは少なく、「IT革命」は、最初に提唱した故小渕元首相と、それを継承した森前首相の専売品のようにも思える。

しかし、小泉政権は、「IT戦略本部」での議論を通して「IT革命」の推進に引き続き取り組む姿勢をみせており、6月26日には「eJapan2002構想」「をまとめた。この構想のなかに、国際関係、とくにアジアとの協力が明記されていることは注目に値する。すなわち、「基本方針」には以下のような一文が入っている。

#### 「(5) 国際的な取組の強化

我が国からより多くのコンテンツが発信され、我が国がアジアのインターネット網のハブの役割を担えるようにするとともに、知的財産権、消費者保護等、IT関係のルールや規格に関する国際協調を図り、さらにはIPv6の普及や人材育成等を通じてアジアをはじめとした世界的なIT革命の進展に貢献することにより、我が国がアジア地域におけるIT革命の中心的な役割を果たしていくことが重要である。」

また、「分野別施策」のなかには次のように記されている。

#### 「(4)国際的な協調及び貢献の推進

ITに関する国際・地域機関を通じた協力や二国間協力により、知的所有権、電子商取引に係る課税等のIT関係のルール・規格等に関する国際協調に努めるとともに、IPv6の普及や人材育成等、アジ

アをはじめとする開発途上国への協力を積極的に 進め、国際的デジタル・ディバイドの解消に努め る。」

しかし、こうした記述がされただけで評価するのは早計で、これらが具体的にどう実施されるかが重要だ。新聞報道によれば、竹中平蔵経済財政担当相は「アジアITサミット」を開催することでシンガポールやマレーシアなどの関係国首脳の合意を得たというが、そのサミットで何を議論し、実際に何が実現していくのかが問われる。

#### ドットフォースの設置

このIT分野でのアジア途上国への支援、協力という政策の流れは、2000年7月、日本がホストした沖縄サミットから始まったといえる。承知のように、沖縄サミットで先進国の首脳たちは、「IT」2を「21世紀を形作る最強の力の一つ」として重要な政策課題と認知し、通常の共同宣言に一項を割いたほか、「グローバルな情報社会に関する沖縄憲章」、いわゆる「沖縄IT憲章」という独立文書を採択した。

IT産業の急成長を軸に展開された「ニューエコノミー論」に対して、当初は懐疑的なエコノミストが少なくなかったが、この時点で先進国首脳がニューエコノミー論をいわば「公認」したのは、「一年前には考えられなかった」(宮沢大蔵大臣=当時)ことで、その間の状況の変化を反映していた。2000年7月といえば、「ドットコム・ブーム」に代表される好景気を長らく謳歌してきた米国経済が下降を始めたかどうかという時期で、景気悪化の警告はすでに発せられていたが、まだまだ宴会気分は強く残っていた。

沖縄で世界の首脳たちは、「IT革命」の重要性

を認めつつ、そのいわば負の側面として、途上国がITによる経済発展の恩恵に浴すことができずに、取り残されていくおそれがあることを確認した。それがいわゆる「デジタル・ディバイド」問題である。

貿易摩擦が激しかった頃のサミットは、先進国間の経済問題を中心とする利害調整と相互理解をめざして、首脳同士が直接議論を交わす場だった。しかし最近ではそうした緊迫した課題は影を潜め、討議内容も事前に官僚同士が調整をしてしまうため、サミットの存在意義そのものが問われつつある。こうした流れを受けて、よりグローバルな問題を包括的に論じ合う場へと性格を変えてきた。沖縄の前年に開かれたケルンサミットから、最貧国の債務帳消し問題が取り上げられるようになったのもその現れの一つといえよう。

沖縄サミットはまた、「ITより債務問題を~ジュビリーがパソコン燃やして抗議」と新聞の見出しを飾ったように、先進国に対して重債務に苦しむ最貧国への、「債務帳消し」を要求する「ジュビリー2000」などのNGOが圧力をかける機会でもあった。かれらは沖縄サミットでの重債務救済問題の議論に進展が見られないとして、「パソコンはIT(情報技術)の象徴。IT対策より、債務問題を優先するべきだ。私たちは、パソコンを食べることはできない」と強い不満を示し、砂浜でパソコンを燃やす抗議行動を行ったという。。

こうした流れを受けて、少数先進国だけの集まりであるサミットには、対極にある途上国、最貧国への対策も忘れていないということを政治的に強調する儀式が必要となってきたと考えられる。IT革命を掲げるのであれば、その影の側面として「デジタル・ディバイド」に触れないわけにいかない。

こうして、当初はニューエコノミーのブームに沸くアメリカで、商務省が国内の情報格差問題をとりあげて政策課題とした「デジタル・ディバイド」が、 先進国全体が取り組むグローバルな課題へと「格上げ」されたといえる。

そして、沖縄サミットで、先進国だけがIT革命 の成果を享受し、途上国との間にさらに格差を生 むことは、世界全体の安定にとってマイナスだとい う構図のもとに、新たに生まれつつある格差を是正するための方策を検討する特別作業部会として、Digital Opportunity Task Force、通称「ドットフォース」<sup>4</sup>が設置され、1年後のジェノバサミットにその検討結果を報告するようにと決定された。本稿が出版されるころには、そのジェノバサミットも終了しているはずだが、果たしてそこでドットフォースの報告を含め、ITがどのように討議されるのだろうか。

#### ドットフォースの構成とNPOの参加

ドットフォースは、2000年10月にフランスで準備会合を開き、11月末に第一回の全体会合を東京で開催した。2000年末までは日本がサミットの議長国だったからで、ドットフォースの事務局費の大半は日本政府が負担したという。さらに3月上旬には南アフリカのケープタウンで、4月下旬にイタリアのシエナで、それぞれ全体会合を開いて、報告書をまとめる共同作業を行った。全体の事務局は世界銀行と国連開発計画(UNDP)が担当した。

ドットフォースには、先進8カ国およびEUの政府代表、途上国9カ国、国際機関、民間企業代表に加えて、NPO(非営利組織)が正式メンバーとして参加した。G8関連の組織にNPOが正式メンバーとして入ったのは、おそらく初めてのことと思われる。

しかし、なぜNPOがドットフォースに参加を求められたのか、その理由は必ずしも明確ではない。 当初各国政府のなかにはNPO代表の参加に難色を示す意見も強く、フランスでの準備会合では合意に至らなかったという。一説によると、日本政府も当初はNPOの参加には積極的に賛成はしなかったようだ。だが、その後、米国、フランスなどの強い主張もあって、各国からNPOを1団体ずつ、代表として正式メンバーに含めることが決まった。

デジタル・ディバイド問題に取り組むタスクフォースというアイディアは、アメリカのNPOであるマークル財団やスイスに本部のある世界経済フォーラムなどから出されたようだ。その底流には、「先進国=強者によるグローバリゼーション」への批判の高まりがある。なかでも、シアトルのWTO会合に始ま

り、スイスのダボス会議、そしてサミット自身も、国際NGOなどによる激しい抗議運動の対象となってきた。

そこで、IT革命を中軸とするグローバリゼーション推進側の先進国が、こうした批判に耳を傾け、グローバリゼーションの負の側面の解消に積極的に取り組む姿勢をみせるべく、NPOを取り込んでの「対話と協調 |路線をとることにしたと考えられる。

沖縄IT憲章がドットフォースに与えた任務とは、 デジタル・ディバイド解消のための具体的施策に ついて、政策・規制、環境整備、アクセス拡大、費 用低減、人材の育成、Eコマースの普及などにつ いて、分野・課題別に国際協力の具体策を検討 し、G8首脳に対してその結果を報告することだっ た。

#### 日本のNPO代表としてGLOCOMが参加5

GLOCOMがドットフォースに参加するようになった背景には、多分に偶然の要素もあった。

沖縄サミットの直前、ニューヨークに本部があるマークル財団のトップが東京に来るので、公文所長とGLOCOMメンバーにぜひ会いたいとのメールが入り、アポイントも入れた。マークル財団は、インターネットの社会政策課題を正面から掲げて活動しており、ICANNの会員制度創設にあたって資金援助をするなど、インターネットのガバナンス問題に強い関心をもち、ICANNの会議などを通してわれわれとも知己になっていた。しかし、結局は「ドタキャン」となり、その時点では会えずじまいだった。

その後、9月から10月にかけて、アダム・ピーク研究員と私は、公文所長の欧米諸国への情報通信事情調査旅行に同行し、ニューヨークではUNDP(国連開発計画)とマークル財団も訪問先に入れた。彼らが取り組んできた途上国問題とITというテーマは、私のマレーシアでの数年の活動も含めて、互いに共通の課題として関心が一致していたからだ。

マークル財団のジュリア・モフェットは、ITと開発 をテーマに、各国政府・民間企業、国際機関に よって東京で開かれた会合に、自分たちが唯一のNPO代表として参加できたと得意そうに語った。UNDP本部では、彼らもマークル財団と共同プロジェクトを進めており、マークル財団はドットフォースに参加することを強く望んでいるが、NPOの参加が認められるかどうか微妙な状況だと聞かされた。

さらに、私は11月上旬にバルセロナで開催された「グローバル・コミュニティ・ネットワーク(Global Community Network 2001)」の第一回会議に参加した際、そこでも、この会議を支援するフランス外務省の担当者がドットフォースのフランス代表でもあって、各国で地域ネットに取り組む市民団体に対して、NPO代表としてドットフォースに積極的に関与するよう呼びかけていたのに遭遇した。

こうした一連の経緯があったので、ドットフォースが実際にどのような活動を行うかに興味はあったが、まさかわれわれにお鉢が回ってくるとは予想だにしていなかった。

東京で行われた第1回全体会合には日本だけがNPO代表を出さなかった。実はGLOCOMにいったん打診があったのだが、その時点では条件が整っていないため辞退し、その後12月になって、外務省から再度強い要請があり、公文所長がNPO代表として参加することを承諾し、私とアダム・ピーク主任研究員が実質的な活動を担当した。

実際にドットフォースに参加するNPO代表の選定にあたっては、とくにG8としての統一基準をまとめることはなされず、各国政府がそれぞれ独自に選定したようである。わずか1ヵ月足らずで決めなければならないという時間的制約もあり、ほとんどが政府が声をかけた「トップダウン」方式での選定だったようだ。そのため、フランスのNPO代表などは、選出プロセスの「正当性」、つまり、なぜ、どういう方法で自分たちが選ばれたかについて合理性に欠けるという点を気にしていた。イギリスでは反対に、バルセロナに来ていたグループからではなく他の団体が代表に選ばれたため、選考方法への疑問が出されていた。透明性、アカウンタビリティを重視するNPOにとって、政府や企業と協力関係を結ぶときには、そのルール、関係性が重要

となる。しかし、今回のドットフォースでは、スケジュールを優先したこともあってか、そうしたことに配慮する余裕はなかったようだ。

ドットフォースの構成は(表1)の通りである。

#### 知的ディバイド問題を指摘

GLOCOMは、東京会合に参加できなかったので多少出遅れたが、その分を、3月はじめのケープタウン会合と4月下旬のシエナ会合に集中的に取組むことで取り戻そうとした。まず、日本で「NPO国内委員会」を立ちあげ(表2)9、続いて海外でのインターネット関連の国際会議の場を利用して会合を開き、その参加者とメーリングリストによる意見交換を続ける形で、報告書に盛り込む内容面での貢献を果たそうとした。

とくに、公文所長が最初から指摘していたのは、 「デジタル・ディバイド」論は全体的にITが生み出 す経済格差を中心に論じられるが、もう一つの側 面である「知的格差 | について議論することも重要 だという点であった10。経済的には必ずしも豊かで はない主体が、インターネットやITを高度に活用す ることで、従来なら不可能だった大きな力を得るこ とが可能となり、現にそうした主体が登場しつつあ る。WTOシアトル会議に抗議したNPOやNGOは、 まさにインターネットを駆使してグローバルに連携 し、発展してきている。そうした知的新興勢力が ネティズンであり、クルーグマンが「シアトルマン」と 呼んだ主体である11。今後彼らが、サミエル・ハン ティントンが「ダボスマン |と呼んだ、IT革命を推進 して経済のさらなる発展をめざす企業や政府など の既存勢力とどのような関係を築いていくのかが

表2:ドットフォースNPO国内委員会

国際大学GLOCOM所長
慶應義塾大学教授
亜細亜大学教授/PECC 電気通信小委員会主査
インターネット戦略研究所所長
BHNテレコム支援協議会理事長
慶應義塾大学教授
アジアネットワーク研究所代表・GLOCOM主任研究員
GLOCOM主任研究員

#### 表1:ドットフォースの構成

表1:ドットフォースの構成			
国名	代表者 [所属]		
日本	野上義二 [外務省審議官] (途中から石川審議官) 西室泰蔵 [東芝会長] 公文後平 [GLOCOM所長]		
フランス	アラン・ルグーリエレック [外務省 「情報社会」特別補佐官] ディディエール・フック バレリー・ブジョー [VECAM(地域情報ネットワーク推進団体)代表]		
アメリカ	ケビン・マーティン [大統領府担当補佐官] カーリー・フィオリーナ [ヒューレット・パッカードCBO] (代理が参加) ゾイ・ベアード [マークル財団代表]		
ドイツ	リチャード・マニング [国際開発省総局長] バーノン・エリス [アンダーセン・コンサルティング国際部門会長] アヌラーダ・ビタッチ [ワンワールド国際財団代表]		
イギリス	アイク・ローリング [産業技術省総局長] フリードリッヒ・フロウスクル [シーメンス・ビジネスサービスCBO] ヨアヒム・フォンブラウン [ドイツ開発研究センター教授]		
イタリア	ビンセンツォ・スキオッパ [公共管理省外交アドバイザー] ビンセンツォ・モナチ [EDSイタリア前会長] フェデリコ・リッチオ [マッティ財団]		
カナダ	ビーター・ハーダー [産業省副大臣] チャールズ・シロウ [テレシステム会長/CBO] モウリーン・オニール [国際開発研究センター (IDRC) 理事長]		
ロシア	オレグ・ブラクシン [サミット個人代表 (シェルバ) 補佐] イゴール・アガミルジアン [マイクロソフト・リサーチ社アドバイザー] ミハエル・ヤクシェフ [ロシア・インターネットプロバイダー協会法律部長]		
欧州委員会	ロバート・ベルー [情報社会総局長]		
ボリビア	ロドリゴ・ハビエル・アルチェ・ホフレ [政府情報技術推進局]		
ブラジル	タダオ・タカハシ [情報社会計画タスクフォース・コーディネーター]		
中国	不参加		
エジプト	ラファット・ラドワン [内閣府情報・意志決定支援センター会長]		
インド	ビネイ・コーリ [情報技術省]		
インドネシア	JBクリスティアディ [国家管理改革省次官]		
南アフリカ	アンディーレ・ンカバ [通信省総局長]		
セネガル	ンディエ・マイモウナ・ディオプ [文化・通信省技術顧問]		
世界銀行	ブルーノ・ランバン7		
国連開発計画 (UNDP)	デニス・ギルフーリー8 [開発のための情報通信技術局長]		
国連社会経済 理事会 (ECOSOC)	マカリム・ウィビソノ [理事長]		
国際電気連合 (ITU)	ロベルト・プロイス [事務次長]		
国連教育科学 文化機関 (UNESCO)	アラン・モードゥー [事務欠長]		
国連貿易開発 委員会 (UNCTAD)	ジャン・グルンリアン [UNCTAD/SITE部長]		
経済開発協力 機構(OECD)	サリー・シェルトン・コルビー [事務次長]		
世界経済 フォーラム	クロード・スマジャ [マネジング・ディレクター]		
Global Business Dialoge on E-commerce (GBDe)	ヨンキュン・リー [韓国通信フリーテル会長・CBO]		
Global Information Infrastracture Council (GIIC)	鳴戸道雄[GIICアジア共同議長・富士通特別顧問]		

大きな問題だ。こうした意味での「知的ディバイド」 の問題性は、必ずしも可視的な形で明確に認識されているわけではない。しかし、次のようにみれば、これが重要であることは容易に想像できるだろう。

OSを中心にIT市場の独占支配を進めるマイクロソフトとリナックスに代表されるオープンソース・ソフト推進勢力、ナプスターにみられるP2P型の新しい知的資源の交換システムとその台頭を排除して既得権を維持しようとする音楽業界との対立、さらにインターネットへの無料配信を排除しようとする放送業界と新興インターネット・ビジネスなどは、明らかにその先行例といえるだろう。最近のマイクロソフトの「ヘイルストローム」戦略、「パスポート」などは、もはやネット抜きではパソコンを利用することが不可能となり、マイクロソフトがその中枢部分を個々人のユーザー認証のレベルで支配しようという路線の現われとみることができる。

途上国にかかわる開発問題という文脈でも、これらの知的資源をだれがどう支配するかは、経済発展の次の主導権をだれが握るかということであって、きわめて重要な影響をもつ。さらに、インターネットの技術や制度の標準化、ルールづくりが、明らかに先進国側の主体が圧倒的な力をもって推進し、途上国側の利害当事者の参加、主張が十分に果たされていないという問題も、まさに「知的ディバイド」問題ととらえることができる。

しかし、事務局を中心としたこれまでの検討では、こうしたインターネットが提起する国境を超えた新しいグローバルな政策・技術課題についてはほとんど言及されておらず、もっぱら通信自由化など、途上国の国内問題ばかりが論じられていた。

そこでGLOCOMのチームとして、3月のケープタウン会合の際に事務局から出された報告書の第一次案に対し、大要以下のようなコメントをまとめて、シエナ会合の1カ月前に提出した<sup>12</sup>。

「第一次草稿では、規制・政策問題を途上国の 国内の政策課題としてのみ取り上げて述べている が、いま起きつつある新しい政策課題の多くは、 一国にとどまらないグローバルな課題だ。そういう 視点で、「行動計画 | に、以下を追加提案する。

グローバルな政策形成、業界による自主規制と 標準化

G8および先進国は、ICTに関連する標準化や自主管理の機能をもち、途上国の社会的文化的主体に影響を与えるすべての国際的なフォーラムに、途上国が参加できるよう協調して努力すべきだ。

すべての利害当事者が、そうしたフォーラムに 十分に参加できるための具体的な方策として、以 下のものが考えられる。

- 1.1 途上国代表への旅費支援
- 1.2 今後登場する、あるいは潜在的な利害当事者への啓発・宣伝活動の資金提供
- 1.3 ワークショップや訓練コースの提供
- 1.4 こうした組織における、意思決定にかかわる重要文書の英語以外の主要言語(例:アラビア語、中国語、フランス語、日本語、ロシア語、スペイン語)への翻訳に向けた資金提供

途上国、先進国の両方を含めたNPO同士のグローバルなネットワークを形成し、これらの問題に取り組んでいくこと |

そして、こうした新しい民間主導フォーラムの例として、インターネットのドメイン名、IPアドレスなどを管理する組織である「ICANN」のほか、コンピューター上の文字コードの国際調整を行う民間フォーラムの「Unicode Forum」、ワールド・ワイド・ウェブの技術標準を定める民間コンソーシアムである「WWW Consortium (W3C)」、同じくインターネット上のコンテンツについて自発的なレーティングの仕組みづくりを進める「Internet Content Rating Association (ICRA)」、そして携帯電話によるインターネット利用の標準規格を制定しようという民間フォーラム「WAP Forum |などをあげた。

これらの組織は、それぞれ性格、目的を異にしているが、技術革新の急速な進展に対応して、従来のような主権国家単位で組織される公的な「国際条約機関」ではなく、民間フォーラムである点では共通である。意思決定の方式としては、コン

ソーシアム型で年間1万ドルといった会費を納める正会員(多くは民間企業)が議決権をもつことが多く、そうした負担ができない途上国側からの参加は、せいぜい議決権のない「準会員」的存在にとどまり、多くは、それすら実現されていない。

インターネットが広く普及する以前は、新手の技術やサービスは先進国側から普及が始まり、途上国の市場に到達するまでには相当の時間がかかった。しかし、最近のITの普及パターンは必ずしもそうではない。携帯電話が良い例で、多くの途上国では、固定電話より携帯電話のほうが普及率が高いことも珍しくない。インターネットでも、電話回線が普及してない最貧国であっても、ネットカフェなど街頭型の利用が、少なくとも大都市などでは可能となっており、それだけ途上国側の社会生活への影響力も無視できないものになっている。

また、途上国が直接影響を受ける決定が下される例も少なくない。インターネットでいえば「国別ドメイン名」やIPアドレスの管理方法などがそれにあたる。

こうした技術的な方式を検討・決定する過程で、 その決定の影響を受ける側の利害当事者が十分 に関与できているかというと、経済格差を抱える途 上国側は、専門家の育成・派遣などが十分にでき ないため、知的分野での関与を行うことはかなり困 難な実態がある。 それを是正する仕組みが必要 だというのがGLOCOMからのコメントの中心で あった。

国際条約機関のなかでも、たとえばITUでは途上国支援の枠組みができており、技術会合などへの旅費援助も実現されている。ICANNなどでも同様のことをすべきだというのがわれわれの訴えたポイントであった。

ITと関連する言語や文化の問題も、知的ディバイドの象徴ともいえる問題だ。コンピューターソフトにおける言語の標準文字コードの制定や、OSやアプリケーションへの組み込みはその典型だ。この点では、東京大学大学院情報学環の原田至郎助教授から報告された、カンボジア文字フォントの標準化をめぐる問題が、問題の難しさと重要性につ

いて、われわれのチームの認識を深める大きな きっかけとなり、ドットフォースに対しても具体的な 提案をする根拠を提供してくれた。

そこで、「コンピューターおよびネットによって使われるフォント、コードを含んだ文字の扱いについて配慮を行うこと」と題して、提言事項を追加した。すなわち

「コンピューターやインターネット上で使われるいかなる現地語の新しい標準コード化を推進する際には、その現地の利害当事者の正統な参加を保証すること。

現地の正統な利害当事者への適切な相談を行わないで決められた既存の文字コードについては、適正な見直しの仕組みを確立すること。

こうした問題について、現在および今後の主体 同士で参考となる事例の共有を奨励すること。啓 発活動、ワークショップの開催も効果的で望まし い。|

といった点である。とくに2点目については、実 際にカンボジア文字の文字コードの標準化の際 に、ユニコード・コンソーシアムでは、カンボジア人 がまったく関与しないままに進められたコード体系 をそのまま標準として採用し、さらにマイクロソフト 社がウィンドウズにそれをそのまま採用し、さらに 国際標準機関であるISOまでがそれを国際標準と して正式決定してしまったために、当のカンボジア 人からみればきわめて使いにくい文字コードができ てしまった事例を報告、指摘した。これについて は、最近になってカンボジア政府が正式にISOに 抗議状を出したという。ちなみに、ISOは、一国一 代表主義で投票権をもたせる国際条約機関だが、 カンボジア政府は正式メンバーにはなっておらず、 「情報購読メンバー」、つまり表決権はなく情報を受 け取ることだけができるメンバーである。

実は原田氏は、実際のカンボジア文字の表記 方法により忠実で、現地人にとって入力しやすい コード体系を自発的に開発し、完成させている。 しかし、市場で圧倒的な力をもつマイクロソフト社 がこれを採用しない限り、カンボジアで広く普及す ることは難しいし、その上流でISOが標準認定をし ないと、さらに可能性は狭まる。いったん正式に決 定した標準を覆すことはほとんど不可能という。

こうして、民間企業のメンバー同士で決定でき、 法的な「公的責任」をまったくもたない民間フォーラムでの決定が、国際標準機関で確認手続きもされずにそのまま公的基準として追認されるというのは、どう考えても問題といえるが、有効な対処法が議論されてきたわけではない。

途上国の場合、標準化のための国際機関に参加することは、費用がかかる、専門家がいない、などの問題から容易なことではない。決定内容が一般的、技術的なものに止まるのであればそれでも仕方ないといえるかもしれないが、カンボジア文字のコード化などは、直接カンボジア人にのみ影響のある問題であって、それを当事者が一切関与しないままに「決定」するというのは、どう考えても納得のいかない事態である。同様の問題が、ラオスやミャンマーに起こる可能性もある。ブータンもコード化を進めているが、こちらは政府の人間が最初から関与し、大きな問題にはならないだろうという推測がある。しかし、保証はない。

もっと突き進めれば、「国」や「政府」をもたない民族・文化・言語集団の場合には、「正統な当事者」を特定することも難しく、そうした少数言語は容易に無視されることになる。

この点については、「絶滅する言語(Endangered Language)」という、主として言語学者たちによる、文字ももたないような少数言語の保存活動も参考になった。ウェブ上で次のような言葉に出会った。

「インターネットにない言語は、近代社会では"もはや存在しない"言語だ。ゲームの枠外だ。ビジネスでは使われないのだ。」(ランカ・ベルジャック・バビッチ)

"A language not on the Internet is a language that "no longer exists" in the modern world. It is out of the game. It is not used in business". Ranka Bjeljac-Babic <sup>13</sup>

まさにインターネットそのものが、少数言語を死

滅に追いやるという構造で、「知的ディバイド」の象徴ともいえる。この点についても、GLOCOMからのコメントで指摘をした。また、GLOCOMの上村圭介主任研究員がまとめた言語とフォントの問題についての解説文を、英訳してシエナ会合で配布した。

コードとフォントの問題は重要な、しかし技術標準化全体からみればごく一部での問題といえる。他にも、最近の急激な技術革新の進展で、国家・政府単位で構成される国際機関では決定までにあまりにも時間がかかり過ぎることなどから、前述したように民間企業による組織が、事実上の国際標準づくりを主導する例は少なくない。

ICANNも、民間非営利の国際組織として設立され、国際条約機関ではない。そうなった一端は、アメリカ政府などが当初から意図的にそのように仕掛けたことに起因している。国連型の「一国一票主義」を嫌ったからだ。

ドットフォースの議論の過程で、GLOCOMとして、こうした問題提起を行ったが、当初はICANNの問題を除いては、あまり強い関心をもたれなかったように思われた。しかし、電子メールでのコメントの送付などを経て、イタリアのシエナで開かれた最終的な行動計画をまとめる会合では、意外に思われたほど反応は変わってきた。

最終的には、資料に示したような行動計画がまとまり、そのなかのアクション・ポイント5で、こうした新しい種類の組織への普遍的参加(Universal Participation)を支援するという独立項目が入り、そのなかで、

- a) 途上国の利害当事者が標準化組織に参加できるよう支援する
- b) 国際的なネットワークによって、意思決定にかか わる重要な情報を効果的に配信する
- c) 途上国の専門家同士の協力を促進し、彼らの実情に合った主体的な関与を可能とする
- d) こうした新しい制度・ルールづくりにかかわるグローバルな組織は、途上国から十分な参加ができるように特別の支援策を講じるべきである
- e)国連の情報通信タスクフォースに対して、これら

の新しい組織に途上国が関与できるための方 策を活動目的のなかに入れるよう勧奨する などが盛り込まれた。

また言語問題については、アクションポイント8で、

f)ソフト、アプリケーションに文字コードを組み込む際には、現地当事者の参加を支援するという項目が含められた。

#### NPOの参加、その意義、役割

このように、当初はどうなるかと懸念されたNPOの参加だったが、最終的にはかなり意義があったと総括できる。会議の期間中には各国のNPOだけで集まって会合を開いたり、報告書素案についての意見書を共同でまとめるなどの作業も活発に行われた。

また、わが国の外務省も、当初はややとまどい 気味にみえたが、実際にNPOから前向きの提案が 出されることが確認されると、安心?もしたようだ。

なかでも象徴的だったのがケープタウン会議での一幕だった。アダム・ピークGLOCOM主任研究員はアジアの途上国においてドットフォースに関心をもっている人々と、メーリングリストなどで積極的に意見交換を行う活動に貢献していた。二日目の昼にその成果を紹介したアダム・ピーク研究員の発言に対して、外務省の石川審議官はこう発言を加えた。

「日本からもNPOが参加し、ブロンドの髪をしたイギリス人が日本のNPOの代表として発言するのは、日本の新しい開かれた姿を象徴するでしょう」と。実は外務省の事務方は、彼が英国籍であるために旅費支給の対象とするのは難しいと判断していたのだった。

欧米では、少なくとも民間セクターの企業やNPOで国際的な活動を行うところでは、「国籍」が直接問題になることはもはや珍しいといってよい。アメリカのNPOの代表にベルギー人がいたり、フランスの企業の幹部にアメリカ人がいるというのは珍しいことでも何でもない。しかし、日本の企業で外国人幹部が公式に組織を代表したり、同様にNPO

- 1 www.kantei.go.jp/jp/it/network/dai5/5siryou2.html
- 2 G8の英文公式文書では、冒頭で一回だけ「Information and Communication Technology (IT)」情報通信技術全体をさした表現が使われ、以下は一貫して括弧内に入れられた「IT」が使用されている。ヨーロッパは「ICT」をよく使い、同時に「情報社会: Information Society」を強調し、技術偏重の見方に抵抗する。ただし、ITとICTは文脈によって使い分けられることが多く、前後を切り離してただ単語の意味であれこれ議論することは不毛と思われる。
- 3 www.windfarm.co.jp/members/jubilee/old/misc/ burn\_laptop\_7\_22.html
- 4 www.dotforce.org
- 5 www.glocom.ac.jp/dotforce/j/index.html
- 6 『Control Revolution』を書いたGLOCOMフェローのアンドルー・シャピロ氏もマークル財団に属し、ICANNの初期の活動に深くかかわっていた。
- 7 これまた偶然だが、ドットフォースの事務局長役を担当した世界銀行のブルーノ・ランバン氏とは、彼が国連貿易開発委員会(UNCTAD)に勤めていたジュネーブ時代から、10年近い知己の間柄だった。その後ランバン氏はインターネット協会のジュネーブの支部代表になるなど、ジュネーブの国際機関のコミュニティのなかではもっとも積極的にインターネットの普及に取り組んでいたが、昨年秋に世銀に転職し、ジュネーブからワシントンに引越してきたたばかりだった。彼はドットフォースには準備段階から深くかかわっており、電話でその準備状況を教えてもらったが、その時点でもNPO参加の可能性は明確ではなかった。
- 8 世界銀行とならんでドットフォースの共同事務局となったUNDPも、IT関係では新しい人事を行い、それまで世銀にいたデニス・ギルフーリーを新しいディレクターに迎え、IT関連のプロジェクトの建て直しを図っていた。そのデニスとも、彼がフランスのパリで『Communication International』という通信業界の業界紙を編集長をしていた95年頃から知り合いだった。
- 9 www.glocom.ac.jp/dotforce/j/about.html
- 10 公文俊平「デジタル・ディバイド考」 www.glocom.ac.jp/dotforce/j/kumon.pptおよび Shumpei Kumon, "Closing the Digital Divide" Oct 2, 2000, www.glocom.ac.jp/proj/kumon/paper/index.html ほか
- 11 www.FreeRepublic.com/forum/a3892d0ba6e12.htm
- 12 www.glocom.ac.jp/dotforce/20010417glocomcommentto20.html
- $13 \quad www.unesco.org/courier/2000\_04/uk/doss01.htm$
- 14 全文はwww.dotforce.org/reports/

で外国人が活躍することは、残念ながらきわめて 珍しい。

とはいえ、途上国のIT普及策をグローバルに論じるドットフォースの場でも、議論は基本的には「主権国家」単位で進められた。少なくとも形式的にはそうで、座席は国別に用意され、発言者が議長に呼ばれるときも「ジャパン」とか「エジプト」と国名で呼ばれる。

各国の政府代表、外交官にとっては、自国の国益の主張・擁護が基本であって、それを前提とした交渉、議論を行うというのがごく自然なスタイルであることは、ドットフォースの会合でもよく理解できた。同時に、われわれが議論しようとしている問題には、主権国家単位での議論の枠組みでは十分な解決を導くことが難しい問題も多々含まれ、方法論的にそうした国家単位での議論が効果的とは思えない局面もあった。

そこにこそ、NPOの出番もあったと思われる。環 境問題、人権問題などで典型的にみられるように、 最近では公式の国際会議の場でも、従来の政府 代表、産業界=民間企業代表に加えて、NGOが 正式の代表に加わることが多い。「グローバルな 最適解 |と「ローカルな利害同士の交渉・調整によ る妥協点 | が一致するのであれば、個々の主権国 家を代表する政府、個別産業界の利益を代表す る民間企業が集まることで、問題解決が可能とな るのだろう。しかし、地球温暖化をめぐる排出ガス 問題の例をみても、国益同士を調整しようとしても 容易に解決できないことは事実がよく物語ってい る。グローバルに、全体を大所高所から見渡し、そ のために個々の主体がどう妥協すべきかを導くた めには、単位主体の利害に拘束されない発想とそ れを担う、新しい主体が必要であり、そこにNGO あるいはNPOの意義があると考えられる。

そう考えてみると、GLOCOMが、「Center for Global Communications」という名称で、かつ「国際大学」に属する非営利組織であることは、図らずも大きな意義があると言っても、ただの我田引水とはされないだろう。

# 資料●ドットフォース ジェノア・アクションプラン (Genoa Plan of Actions)抜粋<sup>14</sup>

5 Establish and Support Universal Participation in Addressing New International Policy and Technical Issues raised by the Internet and ICT

- a) Support should be provided for developing country stakeholders governments, private companies, NPOs, citizens and academics to better understand global Internet and other ICT technical and policy issues and to participate more effectively in relevant global fora;
- b) The resource network identified in Action Point
   1 should provide information on decisions that
   will be taken at such fora, an open platform for
   papers by experts, and facilitation of the exchange
   of views;
- c) Support a network of Southern-based expertise which could access the resource network identified in Action Point 1- to support the representatives of developing countries as they seek to participate effectively in these fora and address these issues in their own context;
- d) Global policy and technical fora and organizations working on Internet and ICT issues should make a special effort to bring representatives of developing nations into their discussions and decision-making processes;
- e) The United Nations ICT Task Force should be encouraged in its stated goal of identifying options for involving developing country stakeholders in these new issues.

### 8 National and International Effort to Support Local Content and Applications Creation

a) Encourage the software community, including the open source and commercial software commu-

- nities, to develop applications relevant to developing countries, to make its software available to such countries and localize software applications, while at the same time helping to promote the growth of local application development capacity in these countries;
- b) Encourage the growth of eGovernment as a means of achieving a critical mass of on-line content and encourage governments to provide widelyavailable free-of-charge access to state-owned information and local content, except where it is private or classified;
- c) Encourage local content development, translation and/or adaptation in developing countries to fulfill the needs of learners, scholars, professionals, and citizens for education, learning, training and application development, including provision of online access;
- d) Support national and international programs for digitizing and putting public content online, focusing on multilingual applications and local heritage;
- e) Support participation by local stakeholders in setting technical standards for incorporating local languages in ICT applications;
- f) Encourage networking of bodies which acquire, adapt and distribute content on a non-commercial basis;
- g) Encourage commercial publishers to explore possible business models to enhance greater accessibility for poor people to relevant content;
- h) Encourage the full participation of developing countries in the WIPO process.

# 教育と体罰

### 青柳武彦(主幹研究員)

#### 要約

子供たちに効果的にしつけを行い、かつ社会人としての基本的な約束事を教えこむことは極めて重要なことであるが、最近はそれがあまりうまく行なわれていない徴候が多く現れている。子どもの大脳の神経生理学的な発育程度に応じた、最適の教育手段を通じてこれを行う必要があるが、愛情に裏付けられた「良い体罰」は、極めて有効な教育手段たり得るのである。ただし、体罰を与えるタイミング、程度、事後ケア等について十分に配慮しなければならない。

しかし、日本においては学校教育法によって体罰が一律に禁止されている。そのため教師が体罰についてノウハウを研究したり、それを身につけたりする機会は全くない。そのため「悪い体罰」が後を絶たないという現実がある。早急に一律な体罰禁止を廃止すべきである。

### 第1章 体罰の一律禁止

#### 学校教育法

現状では「良い体罰」も「悪い体罰」も一律に禁止されている。そもそも「良い体罰」などというものは存在しないという考え方である。学校教育法第11条には次のとおりに定められている。

「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び 児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を 加えることはできない。」

さらに1949年8月2日に法務庁(当時)は次の通達を発表している。

「1.用便に行かせなかったり、食事時間が過ぎても

教室に留めておくことは肉体的苦痛を伴うから 体罰となり、学校教育法に違反する。

- 2. 遅刻した生徒を教室に入れず、授業を受けさせないことはたとえ短時間でも義務教育では許されない。
- 3. 授業時間中、怠けたり、騒いだからといって生徒を教室外に出すことは許されない。教室内に立たせる場合には体罰にならない限り懲戒権内として認めてよい。
- 4. 人の物を盗んだり、壊したりした場合など、こらしめる意味で、体罰にならない程度に、放課後残したりしても差し支えない。
- 5. 盗みの場合などその生徒や証人を訊問することはよいが、自白や供述を強制してはならない。
- 6. 遅刻や怠けたことによって掃除当番などの回数 を多くするのは差し支えないが、不当な差別待 遇や酷使はいけない。
- 7. 遅刻防止のための合同登校はかまわないが軍事教練的色彩を帯びないように注意すること。|

#### 文部科学省の指導

最近の文部科学省の見解は、文部省初等中等 教育局教務関係研究会『教務関係執務ハンドブック』「によると次のとおりである。

「体罰とは、物理的行為によって身体に侵害を加える場合および生徒にとって社会通念上許されない程度の肉体的苦痛を生じさせるものである。ただし、身体に侵害を加える行為がすべて体罰として禁止されるわけではない。傷害を与えない程度に軽く叩くような行為は、父兄が子供に対して懲戒として通常用いる方法であり、校長および教員が単なる怒りに任せたものではない教育的配慮にもとづくものである限り、軽く叩くなどの軽微な身体

に対する侵害を加えることも事実上の懲戒として 許される。つまり時には、叩くことが最も効果的な 教育方法である場合もあり、いわゆる「愛の鞭」とし て許される程度の軽微な身体への行為ならば行っ ても差し支えない。しかし、同時に心身の未発達 な生徒の人権の保護についてはあくまで慎重を期 さねばならない。たとえ教育者としての愛情から出 た行為であっても傷害を与えるようなものではなく ても、なるべく身体の侵害と受け取られるような行 為は避けるように努力することが望ましいといえよ う。」

要するに「軽く叩く」程度以上はダメヨ、と言っているわけだ。こんな腰が引けた情態では、教師は迫力をもって叱ることが出来ないから、しつけも何もできたものではないと筆者は思うのだが、どうであろうか。筆者はこうした、子供の人権の誤った尊重が、最近のしつけの全く出来ていない子供たち、倫理観が欠如した子供たち、浮浪者を殴り殺したり、普段は良い子だったのが突然に親をバットで殴り殺したり、わけもないのにバスジャックをしたりする子供たちがたくさん出てきている原因の、全てではないにしても一つではないかと考えている。衰弱した「新しい脳」と、病んだ「古い脳」に支配されてしまっている子供たちを見る思いである。

#### 「新しい脳」と「古い脳」

「新しい脳」とは大脳新皮質を意味し、人間の知性や思考能力を担当している。発生学的にも発育学的にも一番新しく(最後に)形成されるのでこの名前がある。人間は「新しい脳」を使って理性的にものを考え、常に冷静に行動をとる知的存在であると考えられている。少なくとも、そのような姿(新しい脳・人間)を人間の望ましき姿として把握し、それに反するような考え方や行動をするものを反倫理的であるとして排してきた。

「古い脳」とは大脳皮質のうちの新皮質部分を除いた中間部から深部の部分をいう。大脳辺縁系と称し、辺縁皮質の梨状葉、海馬、帯状回、扁桃体、等がある。間脳の一部である視床下部をも含んでいる。「古い脳 | には個体維持の基本的な仕組み

を維持する機能がある。反射運動、人間の無意識の反応、基本的情動などはすべてこの「古い脳」が担当している分野である。「古い脳」はまた内臓にも働きかける。また間脳の視床下部にも働きかけて自律神経の働きやホルモンの分泌の調整も行う。

最近の神経生理学によれば、人間は大人でも子供でも、常に理性的に考え行動しているように見えても、実は無意識のうちに「古い脳」の大脳辺縁系に支配されてしまっている部分が極めて大きいとのことである。それは倫理的か非倫理的かという問題を超越した人間の自然な存在のありようである。教育と体罰の問題を考える時には、このような視点を併せ持つことが必要である。

#### 体罰はなくならない

体罰は禁止されてはいるが、教育の現場においては体罰に類する行為はかなり行われており、トラブルは後を絶たない。保護者の方にもそれを容認する空気がある。ただし表立って問題になった場合は、法律に明示的に体罰禁止がうたわれていることから、たいてい教師の方が処分されることとなる。

公立学校で、体罰ではないかと問題視されて学校が正式に調査した事件の発生件数は、1998年及び99年にはそれぞれ1010件、990件あった。ほぼ横ばい状態である。私立学校の場合は、これよりもはるかに多いだろう。

教育の現場においては、体罰に断固反対する 教師たちが大多数を占めている。中には「徹底的 に話しあうべきである」などという、空想的平和主 義者みたいなせりふを繰り返す教師もいる。当の 教師は、それで効果のあるしつけや教育が出来 ているのか甚だ疑問である。

筆者は、決して暴力を容認しているわけでも児 童虐待をしても良いといっているわけでもない。不 適切な体罰は絶対によくないのである。しかし、教 育的指導の手段から、適切な体罰まで除いてしま うのはもっと良くないと考えているものである。もち ろん何が適切で何が適切でないかは、非常に難 しい問題である。これを解決するためには多くの研究と研修によるノウハウの蓄積が必要なのだ。 換言すれば、そういう蓄積がないから不適切な体罰がはびこって後を絶たないのである。「一律な」 体罰禁止を廃止しない限り「不適切な」体罰はなくならないのだ。

#### 第2章 体罰の妥当性

人間社会の基本的ルールをどう体得させるか 子供にとって家庭や学校は、将来の社会人とし て生きてゆくための基本的な約束事を学ぶところ であり、決して牧歌的保護を行う聖域ではない。 親や教師は、人間社会における基本的な規範を 厳しく教え込み、きちんとしたしつけをつけてやる べきであり、そうすることが子供に対する真の愛情 である。これを放棄することは、子供の将来に対 する責任を放棄することを意味するので、ほとんど 犯罪に等しいことである。

ところが、このようなしつけを行ったり基本的な約束事を教え込むのに、説明や説得をもって行なう、すなわち「新しい脳」に働きかけるのは、不可能とまではいわないが神経生理学的及び発達心理学的に見て困難かつ非効率的なのである。なぜならば、多くの場合それは知識や理解力の問題ではなく、感性やほとんど反射的な本能的な判断力の問題だからである。しつけをつけたり、人間社会の基本的な約束事を学ばせたりするために働きかけなければいけないのは、実は「新しい脳」の大脳新皮質ではなく「古い脳」の大脳辺縁系なのだ。

#### 古い脳を鍛える

こどもの「古い脳」にアクセスする為には言葉による論理的説得はほとんど役にたたない。「古い脳」にアクセスする手段は、第一にマルチメディア情報を駆使したイメージ思考を活用すること、及び第二に、親や子、教師と生徒の間の「古い脳」同士の交流を行うことである。それは時に感情的ともいえるほどの裸のぶつかり合いになる。当然、

手が出たりしてしまうこともあるに違いない。

「古い脳」に影響を与えることが目的なのだから、感情的になっても良いのだ。むしろ感情的にならないで相手の「古い脳」に影響を与えることは出来ないとさえいってよい。子供たちが教師に向かって、「その反抗的(?!)な目つきは何だ、口惜しかったら殴ってみろよ、すぐ教育委員会にいいつけてやる、お前は首だ」などといって、教師を蹴り上げるなどということが現実に起きている時に、怒りもせずにおめおめと説得に努めるのは決して教育的とはいえない。そのような一方的な関係は実社会では決して赦されないからである。実社会で上司にこんな口をきいたら一辺に首である。本気で怒って容赦なく殴りつけて思い知らせることが、子供の将来のために必要なのだ。

思いっきり殴られると子供は痛いし、精神的にもショックを受けるから大いに傷つく。子供の「新しい脳」はもちろん、そんなことは容認できない。だから不貞腐れてプーッとふくれる。しかし、殴られた痛さに伴う不快感は「古い脳」の扁桃体にちゃんと登録され、帯状回に影響を与えて「今度やるとヤバイから止めよう」と、無意識のうちに抑制の動機づけが生じる。こうしたことの繰り返しの過程で形成されるニューロンのネットワークが、叱られるもとになった行動や考えを担当したニューロンのネットワークと融合一体化して、無意識のうちに抑制機構(Inhibition System)が構築されるのである。

同時に自分の行為や考えがそのようなショックに 匹敵するような重大なルール違反なのだということ を理屈抜きに体で、つまり「古い脳」で会得するの である。しかし、子供の「新しい脳」は納得してい るわけではない。では、納得ベースでの働きかけ が可能な、つまり体罰が必要ない程度に精神的能 力が成熟するのは何歳頃なのだろうか。

#### 連合野の成熟時期

ニューロンが育つにしたがい、その神経繊維を 包む鞘のようなシュヴァン鞘(Schwann's sheath)と いう組織が出来てくる。髄鞘(ずいしょう)ともいう。 成熟期になると神経繊維をいくつもの鞘が並んで 巻きついた状態がほぼ全長にわたって続くようになる。これを有髄化といい、ニューロンはシュヴァン 鞘が形成されてはじめて十分な機能を果たすことができるといえる。ちなみに有髄化前の神経の信号伝送速度はたったの約1m/秒であるのに比して、有髄化後のそれは約100m/秒である。なんと100倍になるのだ。

そこでシュヴァン鞘を染色することにより、脳の各部分のニューロンの有髄化の程度、すなわち成熟度を測定してみると、「原始脳」の脳幹と小脳が一番早く有髄化することが判る。それから「古い脳」の大脳辺縁系に及び「新しい脳」の大脳新皮質に及んでゆく。大脳新皮質の中でも前頭連合野、頭頂連合野、及び側頭連合野は一番成熟が遅い。だいたい、高校を卒業するか大学新入生の頃でないとこの部分は最も成熟した域には達しない。そのため、この部分を大脳新・新皮質と呼ぶことがあるくらいである。大学時代というのは、まさにこのような高度の精神活動能力の完成期に相当する。青年は突然目の前に開かれる高度の精神世界に感激し、人生を深く思索するようになり、一部の青年は哲学を好むようになる。

前頭連合野は、推理、創造、計画、評価、自制 心などの高次の精神的機能に関わっており、大脳 辺縁系の、怒り、悲しみ、恐怖などの情動に対し て理性的抑制を行っている。したがって、この部 位の成熟が遅れたりに損傷があったりすると、す べてのことに我慢がきかなくなり、自発性や意欲が なくなる。また、計画的にものごとを行なったり、一 連の行動を順序よく行うことが困難になる。

したがって、人間の高度な判断力、理解力、倫理観に訴える説得は、まだこれらの連合野におけるニューロンの有髄化、つまり成熟化が完成していない高校・中学・小学校の生徒に行っても、無駄とまではいわないが、効果は期待するほど大きくはないといって良い。小中学生と「徹底的に話し合うべきである」などという戦術は、相手の子供たちの能力がまだそこまで発達していないのだから、あまり効果がないと知るべきである。高校の終わり頃、及び大学生くらいの年代になれば「徹底的に

話し合う」のは極めて有効である。

#### 石原慎太郎のエッセイ

石原慎太郎東京都知事に「日本よ」というエッセ イ2がある。父親の責任についての論議であるから 必ずしも体罰論ではないが、本テーマにも共通し ているところがあり、共感するので引用しておく。 「動物行動学者の権威コンラッド・ローレンツは、 『幼い頃肉体的な苦痛を味わったことのないような 子供は、成長して必ず不幸な人間になる』といっ ているが、それは人間を含めた動物全体の生存 に関わる原理であって人間の親だけが子供にそ れを強いることを怠るということが許される訳がな い。ある年齢に達した子供を、親が強く叱るという ことは子供にとっては心外だろうと実は、我慢につ いて教える慈悲に近い本当の愛に他ならない。賀 川豊彦は、『子供には大人から叱られる権利があ る』と記している。キェルケゴールは、『子供が受く べき、最初の感謝すべき教訓、それは両親よりの 平手打ちだ』ともいっている。(中略)叱られるとい うことは我慢を強いることであって、我慢を重ねる ことの出来ぬ子供は心身ともに耐性を欠き、自分を コントロール出来ずに、すぐに切れたり崩れてしま う。|

#### 海外諸国の例

英国は伝統的に体罰を容認している。ディケンズの『デビッド・カッパーフィールド』その他の多くの文学作品において、子供時代に教師から手を鞭で打たれる場面が描写されている。コモンウェルズ諸国も、英国の影響で容認する国が多い。米国は約30州が容認している。これに対し英国以外のヨーロッパ諸国、イスラエル、日本が禁止している。

#### 第3章 体罰の問題点とその克服

体罰の悪いところを列挙してみると次の通りである。すなわち、多くの場合、立場の弱い相手に向けられること、本当は教師の感情的な行動である

にもかかわらず、それが「愛の鞭」という美名で隠されることが多いこと、逆効果となる場合が多いこと、 子供の人格の尊厳が著しく傷つけられること、相互の信頼と尊敬を基調とする教育の根本理念に反すること、 などが挙げられる。 中には体罰を受けた子供が自殺をしてしまったりして大事になったこともある。

これらの問題点はいずれも真実であり、筆者も それを否定するものではない。体罰は必要な時 に、必要な限度で与えるべきものであるが、その 実行は容易なものではない。結局は、体罰の効用 と体罰の問題点のバランスで考えなくてはならな い。体罰を効果的に行うことがどうしても必要であ るとなったら、これらの問題点を克服するノウハウ を蓄積すべきなのである。

#### 問題点を克服するノウハウ

ところが、日本では体罰は一律に禁止されてしまっているから、「教育的な体罰の与え方」とか「どんな時に体罰を与えるべきか」、「どんな時には体罰は絶対に避けるべきか」、「体罰を行った後の安全配慮義務」などに関する研究会や研修などは全く行われていない。したがって教育の現場にはそういうノウハウの蓄積は全くない。

学校の教師たちは、他の職場におけるサラリーマンに比べて極めて研究に熱心であるといってよいだろう。定期的に、かつ頻繁に研修のスケジュールが正式の勤務の中に組み込まれているし、極めて熱心に教師も参加している。ところが体罰についてのケーススタディや技術についての研修は全く行なわれていない。体罰は一律に非合法であるからだ。

逆説的ではあるが、体罰を容認して初めて体罰の問題点の克服と、その効果的な活用の研究ができるのだ。教師にもノウハウが身につく。そろそろ、学校教育法第11条からは「体罰を加えることはできない」という文言を削除するか、少なくとも「不適切な体罰を加えることはできない」と表現を改めるべきであろう。

#### 第4章 体罰の法環境

国家賠償法には次の通りの規定がある。

#### 第1条

- 1 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。
- 2前項の場合において、公務員に故意又は重大な 過失があったときは、国又は公共団体は、その 公務員に対して求償権を有する。

体罰を行った教師に対しては免職、停職、減給、戒告などの行政処分が課されることがある。さらに民事責任として損害賠償請求の追求を受けることになるが、その根拠となるのは冒頭に掲げた学校教育法第11条、民法関連では第709条の「不法行為」、刑法関連では第208条、第204条、第205条の「暴行、傷害、傷害致死」である。刑事責任を問われるのは、上の損害賠償責任の根拠と同じ刑法の条項に基づいて、懲役、罰金、拘留、科料などの刑事罰が課せられる。文部科学省の発表によると、体罰を事由として懲戒処分、訓告・論旨免職を含めた処分に処せられた教職員の総数は、1998年及び99年にそれぞれ497名、501名であった。

#### 判例

幾つかの判例を見てみよう。いずれも教育界に おいては有名な事件ばかりである。

#### ●東京都東久留米市中央中学校事件

次の例は、口のきき方が悪かった女生徒に対する体罰事件の判決からの抜粋である。事実問題は 次の通りであった。

「被告は、平成6年11月14日午前9時10分ころ、 中央中2年2組の教室において、同日の第一時限 の道徳の時間に行われた同月4、5日開催の文化 発表会のまとめの授業中に、原告ら6名に対し、右 (原文縦書き)文化発表会において行ったアンケートの集計を行うよう指示したところ、原告は、被告に対して、「集計しなくていいって言ったじゃない。自分の言ったことに責任もてよ」と反論した。

被告は、同原告の言葉に激昂し、同原告に対し、大声で「もう一回言ってみろ」と怒鳴り、同原告が座っている机を蹴った後、右手平手で同原告の左頬を一回殴った。同原告は、これに対し、被告を凝視したところ、同被告は、同原告に対して「なんだ、その顔は」と言って、更に右手平手で、同原告の左頬を一回殴り、髪の毛を手で鷲づかみに引っ張った。これらの暴行により、同原告は特に怪我を負わなかったが、同原告の衣服には引っ張られて抜けた後であるような髪の毛が数本ついていた。|

これに対して判決は、「教師と生徒という立場からも、また体力的にも、明らかに優位な立場にある教師による授業時間内の感情に任せた生徒に対する暴行であり、およそ教育というに値しない行為である」と断じ、かつ「原告は右体罰によって大きな精神的苦痛を被ったことが認められる」と言っている。そして東京都および東久留米市に連帯して50万円を支払うように命じた。なお、国家賠償法の趣旨からいって当該公務員個人は直接被害者に損害賠償責任を負うものではないが、雇い主である都は、当該教師に対して求償権を行使することになる。

裁判では、さすがに原告による中学の掲示板に 謝罪文を掲載する要求、教師と成績評価の変更 請求、及び父親への損害賠償請求は斥けられた。 しかし、原告側の全面的勝訴である。この判決が 全国の教育の現場に与えた影響は大きかった。

現場の教育は、こういうことで成り立つものであろうか。この女生徒は教室で先生に、そのような口をきいてもかまわないと裁判所から保証を受け取ったのであるが、それで有益な教育的効果を得られたのだろうか。それで彼女の社会人としての将来は幸福なのだろうか。裁判所は法を行ったのであって、教育を行ったのではないことに留意しなければならない。

#### ●兵庫県龍野市立揖西西小学校事件

次の例は、小学校6年生が自殺してしまった悲惨な例である。判決によると、事案の概要は次の通りである。(固有名詞を「生徒」に変更)「龍野市立揖西西小学校6年生であった生徒が、平成6年9月9日に担任教師から殴打され、同日中に自宅付近の裏山で首を吊って死亡しているのが発見された。生徒の両親である原告らが、生徒は担任教師による本件殴打行為が引き金となって自殺したものであると主張して、国家賠償法1条1項に基づいて被告龍野市に対して損害賠償を求めた事件である。

本事件には次の三つの争点があったが、裁判 所の判断はそれぞれ次のとおりであった。

- (1)生徒の自殺と本件殴打行為との間に事実的 因果関係があるかについては、「自殺が本件殴打 行為に極めて接着した時点で(約1時間後)なされ ていること、本件殴打行為の他に生徒の自殺の動 機となり得る事情が存在しないことなどを総合する と、生徒は本件殴打行為が引き金となって自殺し たものと推認することができる」といっている。
- (2)生徒の自殺について学校側の責任原因の存否および相当因果関係の有無については、「生徒の自殺による死亡と本件殴打行為との間には相当因果関係があるというべきである」と述べ、さらに「担任教師には、本件殴打行為によって生徒の心身に及ぼした悪影響を除去する上で過失があったことは否定しがたい。そして、担任教師において生徒の精神的衝撃を緩和する努力をしておれば、生徒の自殺を防止することのできた蓋然性の高いことにかんがみれば、右の安全配慮義務違反と生徒の自殺による死亡との間にも相当因果関係があるというべきである」と指摘した。
- (3)原告らの損害の有無、数額については、「本件で、生徒に対し、生き続けるよう期待することが生徒にとって酷であったとはいえず、また現に期待されていたというべきであるから、損害の公平な分担という見地から、自殺を選択してしまったこと自体について、生徒が一定の責任を負うべきものとされるのはやむを得ない。したがって、損害

の拡大に寄与した生徒の心因的要因(意思的関与の程度)に応じて、その損害額の5割を減額するのが相当である」と述べ、結局請求額の半額である約1900万円及び訴訟費用の半額を支払うように命じた。

上記(2)の争点である教師の安全配慮義務違 反の問題は極めて重要である。逆説的な言い方 になるが、一律な体罰を禁止しているが故にこの ような教育ノウハウが全く蓄積されていないのだ。 教師とて人の子であるから、感情に押し流されて しまうこともあるし、過失で手が出てしまうこともあ るだろう。その時にどのような行動を取るかが重要 なのである。

#### ●茨城県水戸五中事件

体罰容認論的なニュアンスを持つ判例もある。1981年の水戸五中事件として知られる有名な例である。この事件でも、中学2年生がちょっとふざけたことを理由に女教師から体罰を加えられ、8日後に脳内出血を起こして死亡してしまった。ただし脳内出血の原因は外因性のものであるか否かは不明である。もっとも体罰といっても判決によれば「平手および軽く握った右手の拳で頭部を数回軽くたたいたという程度であり、口頭によるそれ(注意)と同一視してよい程度の軽微な身体的侵害にとどまっているので、正当な懲戒権の行使の範囲である」というものである。

一審においては有罪とされたが、東京高裁は体罰と死亡の間の因果関係は認められないとして、原判決を破棄して無罪を言い渡した。判決文<sup>3</sup>では、体罰について次のように述べている。

「教育上必要な注意を与えるという自覚の上に立ち、また生徒に対してとった行動自体も教師としての節度を著しく逸脱したものとは認められない本件のような場合には、心のなかにわずかに混在した不快の感情の起伏を捕らえ、それを理由にして教育的意図の存在を否定したり、不当に過小評価したりすることは許されないところであるといわなければならない」と述べ、違法性の問題については「教師が生徒を励ましたり、注意したりするときに肩

や背中などを軽くたたく程度の身体的接触(スキン シップ)による方法が相互の親近感ないしは一体 感を醸成させる効果をもたらすのと同様に、生徒 の好ましからざる行状についてたしなめたり、警告 したり、叱責したりするときに、単なる身体的接触 よりもやや強度の外的刺激(有形力の行使)を生徒 の身体に与えることが、注意事項のゆるがせにで きない重大さを生徒に強く意識させると共に、教師 の生活指導における毅然たる姿勢・考え方ないし は教育的熱意を相手方に感得させることになって、 教育上肝要な注意換気行為ないしは覚醒行為と して機能し、効果があることも明らかであるから、 教育作用をしてその本来の機能と効果を教育の 場で十分に発揮させるためには、懲戒の方法・形 態としては単なる口頭の説教のみにとどまることな く、そのような方法・形態の懲戒によるだけでは微 温的に過ぎて感銘力に欠け、生徒に訴える力に乏 しいと認められるときは、教師は必要に応じ生徒に 対し一定の限度内で有形力を行使することも許さ れてよい場合があることを認めるのでなければ、 教育内容はいたずらに硬直化し、血の通わない形 式的なものに堕して、実効的な生きた教育活動が 阻害され、ないしは不可能になる虞れがあること も、これまた否定することができない」と述べた。 さらに次のように述べて、現場の教師には教育の 実施に必要な裁量権が認められてしかるべきであ ると述べている。

「同人の本件程度の悪ふざけに対して直ちにその場で機を失することなく前示のような懲戒行為に出た被告人のやり方が生徒に対する生活指導として唯一・最善の方法・形態のものであったか、他にもっと適切な対処の仕方はなかったかについては、必ずしも疑問の余地がないではないが、本来、どのような方法・形態の懲戒のやり方を選ぶかは、平素から生徒に接してその性格、行状、長所・短所等を知り、その正当ぶりを観察している教師が生徒の当該行為に対する処置として適切だと判断して決定するところに任せるのが相当であり、その決定したところが社会通念上著しく妥当を欠くと認められる場合を除いては、教師の自由裁量権に

よって決すべき範囲内の属する事項と解すべきであるから、仮にその選択した懲戒の方法・形態が生活指導のやり方として唯一・最善のものであったとはいえない場合であったとしても、被告人がとった本件行動の懲戒行為としての当否ないしはその是非の問題については、裁判所としては評価・判断の限りではない。」

つまり、体罰が必ずしも最善の選択であったか どうかは必ずしも明確ではないが、それは現場の 教師の裁量権の範囲内であるから、裁判所が評 価・判断できる問題ではないというものである。こ の教師に裁量権を認めた点について、いわゆる進 歩的教師や研究者たちから、「教育能力・技術の ない教師が野放しになる論理である」との猛烈な 批判が沸き起こった4。しかし、それはとんでもな い間違いである。裁量権を認めてもらう資格のな い教師がいるからといって、裁量権そのものを否 定するのでは本末転倒である。教師の教育の方 法論に裁量権が一切認められないのであれば、 教育能力・技術があっても十分にこれを発揮する ことができないことになる。教師の個々の生徒に対 する教育の方法論に、個別的かつ専門性のある ことを認めればこその裁量権である。資格のない 教師は、裁量権を制限するどころか辞めていただ かないと困るのだ。

ただ、その裁量権の範囲に、違法性の在る体罰までも含めるわけにはゆかないから、結局、問題は当該体罰の違法性の問題に還元される。この判決を下した裁判長は、「合法的な体罰もある」と言っているわけであるから、その範囲内であれば体罰を選択することも裁量権の範囲内であるといっておかしくない。

こうして見てくると、体罰に関する法的環境は必ずしも安定したものではない。「あらゆる身体的侵害が体罰であり、したがって違法である」という考え方もあるし、「正当な懲戒権の範囲にある体罰もある」という考え方も成り立っている。しかし、子供を不当な虐待から守り、しかも教育的効果を期待できる「正しい体罰」についてのノウハウがないま

まに、現実には体罰が野放しに行われているのが 現実である。逆説的な言い方になるが、体罰を解 禁して、そのかわりに正当な懲戒権の行使以外の ものは厳重に禁止し、体罰の与え方についてのノ ウハウを蓄積すべきである。さもないと、不当な体 罰は根絶することがないだろう。繰り返しになる が、「一律な」体罰禁止を廃止しない限り「不適切 な」体罰はなくならない。

#### 体罰ではない行為

最後に念のために付け加えるが、日本弁護士連合では、次のような場合は体罰とはいわないと言っている。「児童、生徒が『いじめ』など生徒間で暴力をふるっているとき、また教師に暴力をふるい、或いは学校建物、器物を暴力で損壊しているときなどで、これを実力で制止する行為は体罰ではない。しかし、『制止』の程度をこえてその機会に『なぐる』『ける』等の行為に及べば体罰となる。但しこの場合には、正当防衛、緊急避難の成立の余地があるのでその考慮が必要となる。」5

- 1 http://members.tripod.co.jp/ete/monbusho.html 参照
- 2 産経新聞 2000.7.3朝刊
- 3 水戸五中事件判決全文 http://members.tripod.co.jp/ete/mito5hanketsu.html
- 4 「学校教育の現状と法律学の課題」 http://law.leh.kagoshima-u.ac.jp/staff/uneme/ school1.html 鹿児島大学法政策学科采女研究室
- 5 『子どもの人権救済の手引』、日本弁護士連合、 1987

# タンジブル・ビット

### 情報の感触・情報の気配

講師:石井裕(MITメディア・ラボ)

MITメディア・ラボ教授で、GLOCOMフェローでもある石井裕氏をお迎えし、2001年7月4日、GLOCOMコロキウムが開催された。

情報の単位であるビットは、普通は形を持つものではない。コンピュータの中に存在し、あるいは情報通信ネットワークを介して送受信される、この無形のビットに形を与えること、それが石井氏の主張するタンジブル・ビットである。同氏は、デジタル情報に物理的な形を与えることで、機械と利用者の間のインタフェースが、より実体感のあるものになると考えている。そして、今までのグラフィカルなユーザ・インタフェース(GUI)を、タンジブルなユーザ・インタフェース(TUI)に変革することを目標に研究活動を進めている。

石井氏は1994年までNTTヒューマン・インターフェイス研究所に在籍していたが、その当時に開発した機器の一つが「クリアボード」である。これはガラス板状の機器で、板の手前にいる通話者と、反対側にいるように見えるが実際には通信回線の向こう側にいる相手とが、ガラス板に図や文字を書きながら議論を進める装置である。通信の力によって、遠く離れた通話者の間に協調的な作業を促す仕組みである。

この装置を展示したのがきっかけで、石井氏はMITメディア・ラボに招請された。そして、そこでタンジブル・ビットという新しい考え方を打ち出したのが評価され、この度、MITでtenure(終身在職権)のポジションを獲得された。

タンジブル・ユーザ・インタフェースのいくつかを具体的に見てみよう。「pinwheels」はたくさんの風車を並べたものである。この風車は、MITのサーバーを通過する電子メールのビット列や、ニューヨーク証券取引所の株価の上下に応じて、左右に回転する。その動きは流れる風のようで、普段は気にならないが、動きに何か変化が起きれば人はすぐに気づくという。つまり「pinwheels」は、ビットの流れを目に見えるようにした装置である。

「inTouch」には3本のローラーがついている。ローラーを回すと、別の「inTouch」にその動きが伝わる。別の「inTouch」側でローラーを止めれば、それが元のローラーに抵抗力を発生する。このようにして、通信回線で接続された二つの「inTouch」の間で情報がやり取りされ

る。キーボードなどを使用できない障害者でも、「inTouch」を回転させることによって自分の気持ちを表現できるようになる。

3本のガラス容器を並べたのが、「musicBottles」である。容器のふたを開ければ音楽が流れだす。3本にピアノ、ベース、ドラムを割り付ければ、ジャズが聞こえてくる。「musicBottles」は、"1"と"0"を容器のふたの開閉に対応させただけの簡単な装置であるが、展示会場では多くの観衆が集まり、それぞれ自由に操作し音を楽しんでみているという。

「I/O Bulb」は、建設設計に利用される。建物の模型を特別の机に置くと、その建物の影が計算されてその机の上に表示される。二つの建物の影がどのように重なるのか等がわかるので、都市設計に便利である。もちろん、コンピュータ画面の上に影を表示することは、以前から行われていた。しかし、コンピュータ上で見るよりも「I/O Bulb」で見るほうが、直感的に理解できる。

これらの例でわかるように、石井氏は、手に取ることが難しい情報の列:ビットを、具体的に、直感的に表現する技術を研究している。彼は、この研究を進める動機を次のように語っている。

「将来、「どこでもコンピュータ」の時代が来ると言われている。しかし、どこででもキーボードをたたき、どこででもスクリーンを見ることができるということは、人間の幸福につながるのか。目分量で調味料を入れておいしい料理を作ってくれた母が、http://などと入力して味を調整するようになるとは、私には信じられない。コンピュータとのインターフェースは、もっと人間的になるべきだ。」

ビットを物質化するという石井氏の研究に対して、「物質をビット化するナノテクノロジーと相互関係を持てば、さらに発展するのではないか」、「科学と芸術の融合領域で活動を進めることの苦労は何か」など活発な質問が続き、コロキウムは盛会のうちに終了した。

山田肇(主幹研究員)

●IECP読書会レポート GLOCOM「智場」No. 67

# 『エコマネーの新世紀』

加藤敏春著

講師:加藤敏春

2001年6月13日、経済産業省関東経済産業局総務 企画部長の加藤敏春氏を迎えて、新著『エコマネーの 新世紀』のIECP読書会があり、加藤氏の前著『エコマネー』以降のエコマネーについてお話を伺うことができ た。以下はその要約である。(『エコマネー』についての IECP読書会レポートは『智場』99年3月号を参照)

#### 1. エコマネーの世界

エコマネーは、マネーの世紀(=20世紀の画一的な経済価値)の限界と反省の中から生まれてきた。それは経済以外の、環境や自然との共生、少子高齢化の中での介護・育児・教育などコミュニティの多様な価値を多様なままで評価し、媒介できるマネーの追求が原点となっている。従来のマネーは、商品・サービスの使用価値と市場で取引される交換価値とが乖離している。インターネット上のIPはあたかも貨幣を代替して、その使用価値をネットワーク上で流通させる働きをする(ASPサービスなど)。これは、所有することよりも使用することへの価値のパラダイム変換である。リナックスも、オープン化の流れに乗って(ハードやソフトはタダ)、そのサービスで収益を上げるというP2P型ビジネスモデルとして開発されてきた。

#### 2. エコマネーの拡大

現在、世界では、地域だけで流通する地域通貨 (LETSなど)が2,500以上存在し、日本では、私が提唱した1997年から2年間は動きはなかったが、99年以降、北海道栗山町、千葉市、東京多摩地域、長野県駒ヶ根市など100以上の地域でエコマネーが導入された (2001年1月現在)。エコマネーの活動を支援する「エコマネー・ネットワーク」(99年設立)は、2000年から、エコマネー・ファンド事業(企業の社会貢献事業)やエコミュニティ企業コンソーシアム(企業との関連事業)など企業とのネットワークを推進している。

#### 3. エコミュニティの創造

こうして、インターネットを活用したコミュニティビジネスが発展するエコノミーと、生活者が帰属するPPP (Public Private Partnership)型のコミュニティ、そしてエ

コロジーの3つの輪の重なる所にエコミュニティ(Ecommunity)が実現する。これは「モノとエネルギーは豊かに、情報とサービスは乏しく」という20世紀ライフスタイルに訣別し、「豊かさ」から「幸せ」へと目標の転換を意味する。そのためには、「知足(足ることを知る)」、「アフォーダンス(Affordance:環境の中に実在する意味ある情報)」、「共生(自他、公私の共生)」、「コンヴィヴィアリティ(Conviviality:時間消費の楽しみ、相互扶助)」、「知行合一(個業への行動)」によってエコライフを目指すのである。

#### 4. エコマネーの課題

エコマネーは、地域の生活者自身が発行し、住民主 体の組織で運営される。一物多価の取引を相対で決 める場合、売買の間の共通の価値尺度が必要となる が、最も信頼されているのは時間を単位とした価値 (Value for time)である。現在、市場で交換価値のつか ないNPOやボランティアの活動は、インターネットによっ て時間の交換・贈与が可能となり、「トキ」が資源となる (時間革命)。実際には、一定のゆらぎ(2倍以内)の範 囲内で「互酬」を背景に一物多価の価格が構築されて いく。ここではゆらぎの値づけの方が、労働力の熟練度 など個々の状況を考慮しており、むしろ不満が少ないと いう日本の「結い」の知恵が生かされている。従来のマ ネーには、交換手段、計算単位、価値保蔵の3大機能 があるが、エコマネーは貯めても利子がつかず、ある いは減価するという有限の価値である。このため、エコ マネーを資産運用する意味がなくなるので、現在の価 値を優先して投資するようになり、お金の循環が経済の 循環を活発化し、実物資本を成長させる。エコマネー 取引は債権債務関係ではなく、メンバー間の信頼醸成 が前提となり、重要な点は、従来のマネーの欠点をリプ レースすることではなく、社会をどう発展させるかという イノベーション生成の視点である。

小林寛三(フェロー)

# 移動通信システムの過去、現在、未来

### 利用者から見る第三世代携帯電話サービス

講師:山田肇

6月26日に行なわれたIECP研究会では、「移動通信システムの過去、現在、未来」と題し、山田肇主幹研究員が、移動通信の標準化動向やサービスの現状、将来像などに触れた上で、利用者の立場から見た第三世代携帯電話についてレポートした。

携帯電話の第一世代から第二世代への交替は、技術的にはアナログからデジタルへの転換を意味したが、利用者にとっては端末の小型化、軽量化という、単に技術的以上の意味があったのだという。加えて、ヨーロッパでは、第一世代では国別であったサービスが第二世代では域内サービスへと進化し、日本では、自動車電話という、まさに「携帯」できる電話への転換があった。第一世代から第二世代へのサービスの転換には、このように、ユーザにとって目に見える違いがあったわけである。

紆余曲折を経て「IMT-2000」という規格にまとめられた第三世代携帯電話でも、これまでのサービスとの違い、「グローバルローミング」と「高速データ通信」を打ち出している。ところが、第三世代携帯電話の本格的サービスを目前にして、この二つの「違い」の意味が、携帯電話の内側と外側から挑戦を受けているという。第三世代といっても電話をかけるという機能自体は変わらないので、この二つの「違い」に合理性がなければ、第三世代携帯電話サービスそのものの存在意義が失われかねない。

内側からの挑戦とは、第二世代技術によるローミングサービスの実現と、同じく第二世代技術の改良による高速データ通信の実現である。すでに日本を除く、ほぼ世界中で採用されているGSM方式を採用すれば、世界中で同じ携帯電話を使用することができる。また、携帯電話事業者の中には、

自らの市場を広げることで自社サービスを世界中で提供し、その結果、第三世代技術によらずに、事実上のローミングサービスを提供しようという戦略をとるところも出ている。高速データ通信についても、同様に第二世代技術の「有効活用」が検討されている。業者は第二世代技術を改良し、高速のデータ通信を提供することで、設備への投資額を最小限にしつつユーザのニーズに応えようとしているのある。

一方、携帯電話の外側からは、この数年で急速に成長している無線LAN技術からの挑戦を受けている。無線LANは、第三世代携帯電話が担おうとしていた高速データ通信の機能を提供するものである。しかも、アメリカやヨーロッパで実験的に行なわれているような、無線LAN同士を相互に接続し、インターネットに接続する試みが拡大すれば、そもそも携帯電話による無線データ通信の意味が失われることになる。「世界中どこでも」無線LANが利用できるとなれば、そして、その上には音声サービスも載るとすれば、携帯電話サービスを使わなくても無線LANを利用した通話サービスが可能になる。だとすれば「携帯電話」というサービスの存在意義が問われることになるのではないだろうか。

第三世代携帯電話の危うい点は、このように利用者の目に見える違いを打ち出すことができないというところにある。しかも、第三世代携帯電話のライバルは、第〇〇世代の「電話」サービスではなく、無線LANのような、何か別のサービスになるのかもしれない。

上村圭介(主任研究員)

#### GLOCOM『智場』No. 67

●発 行 : 学校法人 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター

〒106-0032 東京都港区六本木6-15-21 ハークス六本木

Tel. 03-5411-6677 Fax. 03-5412-7111

●発行人 : 公文俊平●発行日 : 2001年8月1日●制 作 : 事務局 広報チーム

小島安紀子 本山かよ 田熊 啓 浅野 眞

